

点検評価ポートフォリオ

群馬県立県民健康科学大学

2025 年 5 月

はじめに

群馬県立県民健康科学大学は、1952年開設の群馬県立看護学院、1958年開設の群馬県立診療エックス線技師養成所を母体とし、県立福祉大学校、県立医療短期大学を経て、2005年に4年制大学として設置された。

本学の目的は、「豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する。」というものである。その目的を実現するために、看護学部看護学科と診療放射線学部診療放射線学科の2学部2学科体制でスタートした。

2009年には看護学研究科看護学専攻及び診療放射線学研究科診療放射線学専攻からなる大学院修士課程を設置し、2012年には、県民の保健医療福祉の向上に寄与する目的で地域連携センターを開設した。さらに2016年には大学院両研究科に博士後期課程を設置した。また、2018年度には、公立大学法人化により群馬県立女子大学と1法人2大学の形態に移行した。

現在、本学は、看護学部、診療放射線学部の2学部、看護学研究科、診療放射線学研究科の2研究科、附属図書館、地域連携・キャリア開発センター及び事務局で組織されている。近年、地域連携・キャリア開発センター事業の一環として、看護学教員養成課程や看護師特定行為研修課程などの各種教育プログラムを実施するなど、地域で働く保健医療専門職者を対象としたリスキリング・リカレント教育に力を入れている。

法人評価としては、群馬県公立大学法人評価委員会により、2018年度～2023年度までの第1期中期目標期間を通して、すべての評価項目でA評価（中期目標の達成状況が良好である）を受けた。

一方、大学機関別認証評価については、2018年に公益財団法人大学基準協会において受審し、「大学基準に適合している」という結果を得た。この際の指摘等を踏まえて、2020年度に内部質保証委員会を設置し、全学の教育研究活動の改善・向上に継続的に取り組むことで、内部質保証体制の実質化を図っている。

本学の特徴として、国家試験（看護師、保健師、診療放射線技師）の合格率の高さが挙げられる。令和以降の6年間で4回現役受験生の全員合格を果たし、うち、保健師国家試験については6年連続、看護師国家試験については5度の全員合格を達成している。この結果は、保健医療系の学部学科を持つ全国の大学の中でもきわめて優れた結果といえる。少人数教育の下、学生一人ひとりにきちんと向き合う本学の教育活動がこのような成果として表れたものと評価している。

また、コロナ禍以降、オンライン授業や動画教材、バーチャル実習室等のICT技術の教育への活用を進め、対面授業にこれらを組み合わせることで、効果的な教育を行っている。さらに、県の方針を踏まえ、在学生の非認知能力（社会情動的スキル）の向上を目的に、演習・実験・実習、教養教育の充実など、多様なアクティブラーニングを推進している。あわせて、学生の視野・経験を広げるために、短期海外研修や国内・国際学会への参加・発表を大学として積極的に支援している。

これまで本学が実施・受審してきた自己点検・評価、法人評価、大学機関別認証評価等の結果、そして今回の受審に向けた取り組みとその結果を踏まえ、大学の目的を実現できるよう教育研究・地域貢献活動のさらなる改善・向上を図っていく所存である。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「FD活動(学生による授業評価を起点とするPDCAサイクル)の実施【学修成果】」	37
取組み2 「卒業生・上司アンケート等に基づく授業・教育課程の改善【学修成果】」	38
取組み3 「高い国家試験合格率を生み出す学修支援【学修成果】」	39
取組み4 「学部及び研究科の入学定員適正化プロセス」	40
取組み5 「研究活動の充実及び外部資金獲得へ向けた支援体制【研究環境整備】」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「質の高い臨地・臨床実習教育」	45
取組み2 「保健医療専門職共通専門科目によるチーム医療連携教育の推進」	46
取組み3 「多様な地域連携・キャリア開発への取り組み」	47
取組み4 「学生の国際学会発表に対する支援」	48
取組み5 「休学・退学を未然に防止する手厚い学生支援活動」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

群馬県立県民健康科学大学

(2) 所在地

群馬県前橋市上沖町 323-1

(3) 学部等の構成

学部：看護学部、診療放射線学部

研究科：看護学研究科（博士前期・後期課程）、診療放射線学研究科（博士前期・後期課程）

その他の組織：附属図書館、地域連携・キャリア開発センター

(4) 学生数及び教職員数（2025年5月1日現在）

学生数：学部 477 名、大学院 54 名

教員数：68 名（学長・助手含む）

職員数：常勤職員 20 名、非常勤職員 20 名

(5) 理念と特徴

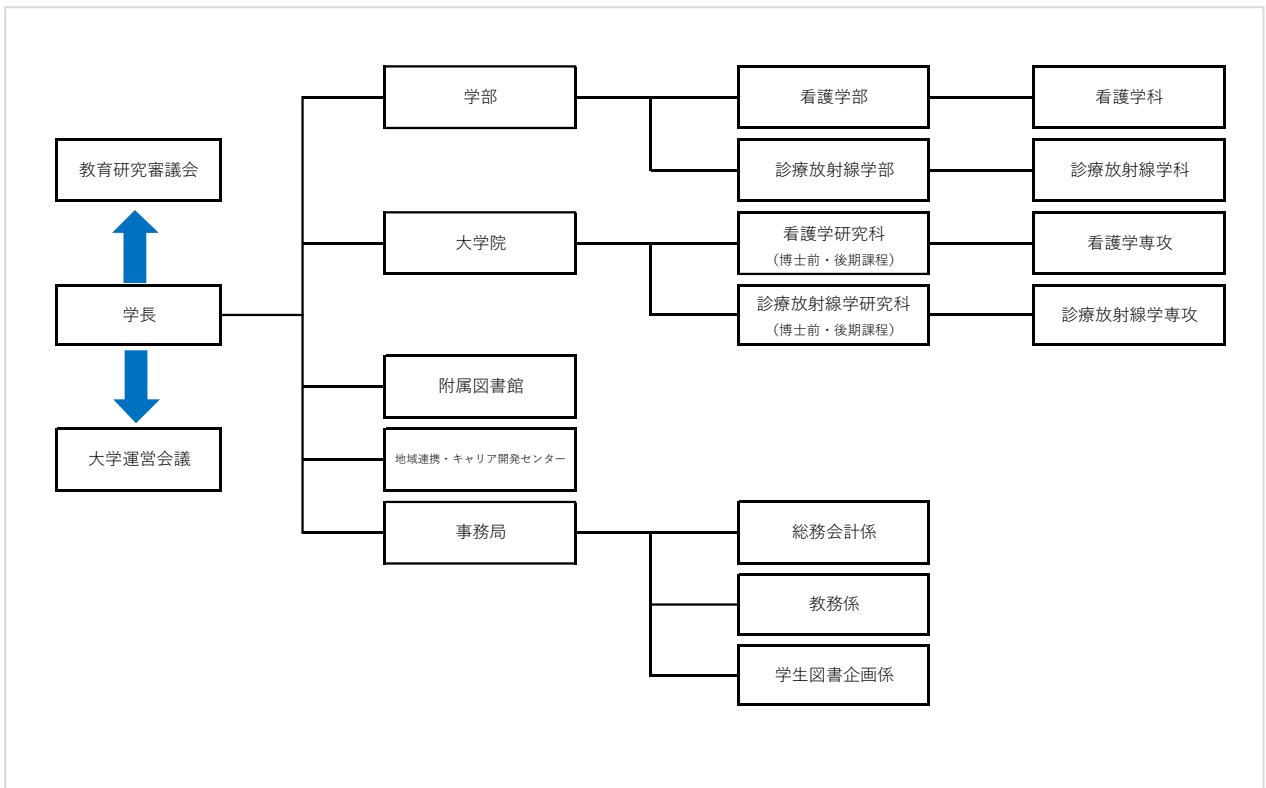
<建学の基本理念>

豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する。

<大学の特徴>

- 1, 看護師、保健師、診療放射線技師の育成及び研究を通して地域社会に貢献することを目的としていること。
- 2, 臨床経験豊富な教授陣による少人数教育・実習指導を実施していること。
- 3, 「人間」を中心に、社会・文化・自然への理解を深めながら系統的・段階的に専門的な知識・技術が習得できるようカリキュラムが編成されていること。
- 4, 学部合同の授業を実施し、保健医療チーム連携に関する演習や実習を通して、それぞれの職種のチーム医療への貢献方法を学べること。
- 5, 令和以降の6年間で4回、看護師、保健師、診療放射線技師の新卒者全員合格を果たすなど高い国家試験合格率を達成していること。
- 6, 学生の視野・経験を広げるために、短期海外研修や国内・国際学会への参加・発表を、大学として積極的に支援していること。
- 7, 各種教育プログラムを実施するなど、地域で働く保健医療専門職者を対象としたリスキリング・リカレント教育に力を入れていること。

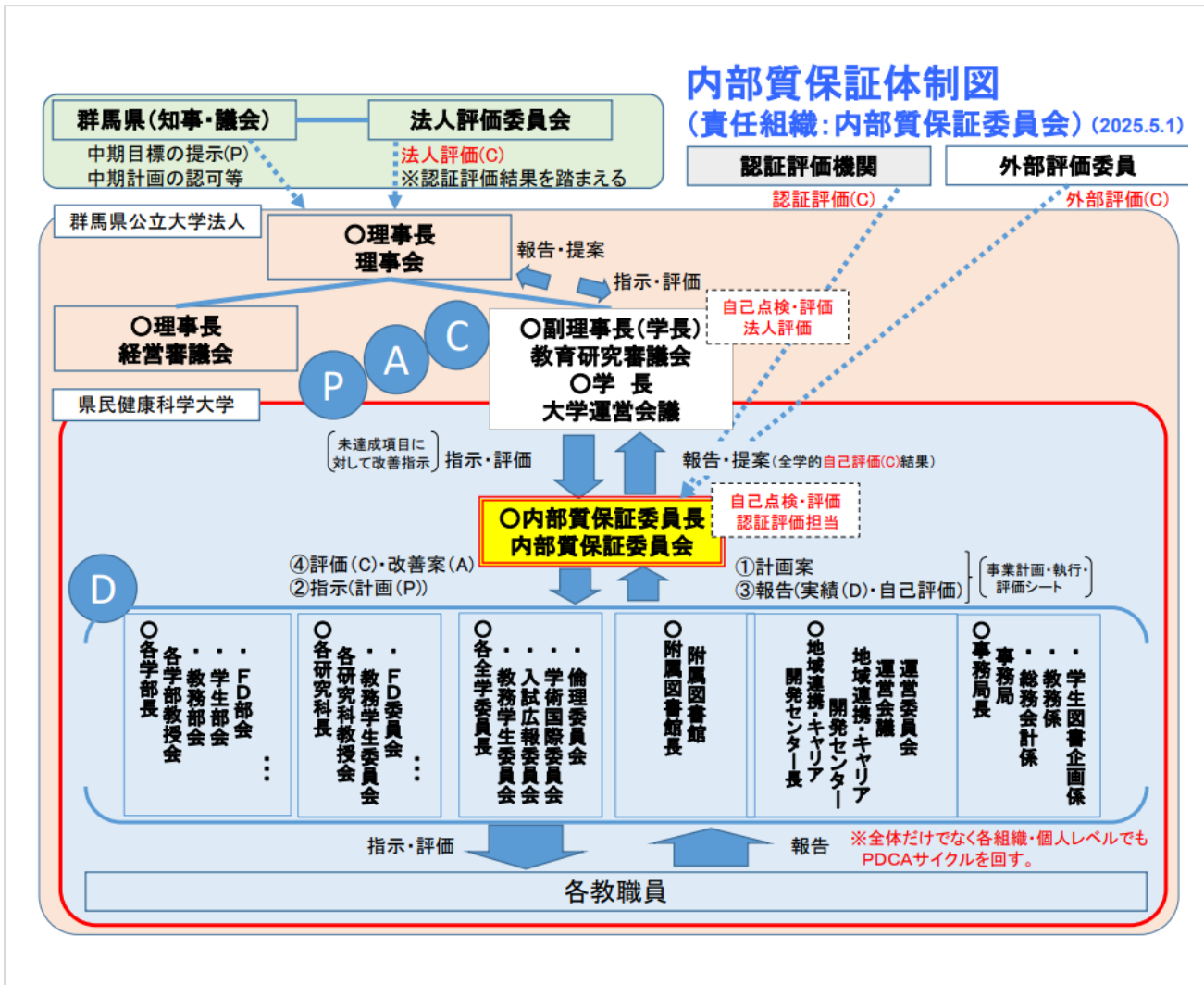
(6) 大学組織図



群馬県立県民健康科学大学は、看護学部看護学科と診療放射線学部診療放射線学科の2学部2学科で構成されている。また、大学院は博士前期課程と博士後期課程を設置しており、看護学研究科看護学専攻と、診療放射線学研究科診療放射線学専攻の2研究科2専攻で構成されている。

その他の附属機関として、附属図書館、地域連携・キャリア開発センターがある。

(7) 内部質保証体制図



大学の目的

(1) 学則

・群馬県立県民健康科学大学学則

(目的)

第1条 群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）は、保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

・群馬県立県民健康科学大学大学院学則

(目的)

第1条 群馬県立県民健康科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、看護学及び診療放射線学の理論及び応用の教授及び研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上並びに看護学及び診療放射線学の発展に寄与することを目的とする。

【参考】

・群馬県公立大学法人定款

(目的)

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、地域に開かれた教育研究の拠点として、広く知識を授けるとともに深く専門の学術を研究し、高い教養と豊かな情操、グローバルな視野と実践力を兼ね備えた有為な人材の育成と、教授研究の成果の積極的な社会への還元を図り、もって群馬県はもとより社会全体の発展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 大学の目的 関係法令:①②③</p> <p>本学は、全国平均を上回る高齢化が進む群馬県において、県民全体が生涯を通じて健康で安心した生活が送れる保健・医療・福祉サービスを提供する環境をつくるため、県民本位の保健医療分野の人材養成、並びにその学術領域の進展に貢献することを目的として、2005年4月に開学した。</p> <p>建学の基本理念として「豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する。」を掲げる。</p> <p>本学の教育研究上の目的は、建学の基本理念及び学校教育法第83条に掲げられた「大学の目的」の趣旨を的確に踏まえて「群馬県立県民健康科学大学学則(群馬県公立大学法人規則第6号)」(以下、「学則」という。)第1条において「群馬県立県民健康科学大学は、保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。」と定めている。</p> <p>2 大学の組織 関係法令:③④⑤</p> <p>本学の建学の基本理念及び教育研究上の目的を踏まえ、看護学部看護学科と診療放射線学部診療放射線学科の2学部2学科を設置しており、学則第4条第2項に学部ごとの目的を定めている。また、本学の教育研究の目的を達成し、地域に還元するため、地域連携・キャリア開発センターを設置して各種事業を展開している。</p> <p>3 収容定員 関係法令:⑦</p> <p>両学部の収容定員は学則第4条第3項に定めているとおりであり、入学者数が大幅に超えることなく充足しており、適正である。2005年4月の開学以来定員の変更はない。2025年度の入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍学生数、収容定員充足率は、表に示すとおりであり、適切に定員管理ができています。</p>	<p style="text-align: right;">(2025年5月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="774 342 1369 562"> <thead> <tr> <th>学部学科</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>入学定員充足率</th> <th>収容定員</th> <th>在籍学生数</th> <th>収容定員充足率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学部 看護学科</td> <td>80</td> <td>82</td> <td>103%</td> <td>320</td> <td>332</td> <td>104%</td> </tr> <tr> <td>診療放射線学部 診療放射線学科</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>103%</td> <td>140</td> <td>145</td> <td>104%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>115</td> <td>118</td> <td>103%</td> <td>460</td> <td>477</td> <td>104%</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大学等の名称 関係法令:⑧</p> <p>群馬県は1952年に群馬県立看護学院、1958年に群馬県立診療エックス線技師養成所を設置し、以降、これらを改組して群馬県立福祉大学校、群馬県立医療短期大学となり、看護師、保健師、診療放射線技師を養成してきた。さらに群馬県立医療短期大学を改組して群馬県立県民健康科学大学看護学部及び診療放射線学部を設置したものである。</p> <p>両学部とも「保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第4号)」の基準に基づく教育組織を有し、これに適合する教育課程を編成して専門教育を行っている。</p> <p>群馬県立県民健康科学大学看護学部看護学科及び診療放射線学部診療放射線学科の名称は、教育研究及び人材養成の目的に鑑みて、適当である。</p>	学部学科	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率	看護学部 看護学科	80	82	103%	320	332	104%	診療放射線学部 診療放射線学科	35	36	103%	140	145	104%	合計	115	118	103%	460	477	104%
学部学科	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率																							
看護学部 看護学科	80	82	103%	320	332	104%																							
診療放射線学部 診療放射線学科	35	36	103%	140	145	104%																							
合計	115	118	103%	460	477	104%																							
自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。																												
優れた点	大学の建学の基本理念に基づいて大学の目的を適切に設定し、各学部を設置している。各学部の教育研究上の目的は、大学の建学の基本理念及び目的に基づいて適切に設定しており、その関連性は強い。																												
改善を要する点	特になし。																												

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、學術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	群馬県公立大学法人定款 第4条（目的） 大学学則 第1条（目的） 本学Webページ 建学の基本理念・大学の目的
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	（①に同じ）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	大学学則 第4条（学部及び学科等） 本学Webページ 建学の基本理念・大学の目的 大学の基本方針 地域連携・キャリア開発センター設置運営規程
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	大学学則 第4条（学部及び学科等） 共通基礎データ
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	（④に同じ）
⑥	第五条（課程） 学部の履修上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	（不要）
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	大学学則 第4条（学部及び学科等） 本学Webページ 学部
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大学学則 第1条（目的） 第4条（学部及び学科等）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 大学院の目的 関係法令:①②④⑤

大学院の目的は、建学の基本理念及び学校教育法第99条に掲げられた「大学院の目的」の趣旨を的確に踏まえ、「群馬県立県民健康科学大学大学院学則(群馬県公立大学法人規則第7号)」(以下、「大学院学則」という。)第1条において「群馬県立県民健康科学大学大学院は、看護学及び診療放射線学の理論及び応用の教授及び研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上並びに看護学及び診療放射線学の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

2 大学院の組織 関係法令:③④⑤⑥⑦

大学が完成年度を迎えた2009年4月に、看護学研究科看護学専攻と診療放射線学研究科診療放射線学専攻の2研究科2専攻からなる大学院修士課程を設置した。

看護学研究科には実践看護学領域と看護教育学領域の2領域を置き、それぞれ看護実践に資する研究能力を備えた研究者の養成及び基礎教育学、卒後教育・継続教育を展開するための教育能力を備えた看護学教員の養成を目指している。

診療放射線学研究科には放射線画像検査学分野と放射線治療学分野の2分野を置き、課程修了により地域医療に貢献できる高度医療専門職者、臨床研究を推進できる能力を持つ人材の養成を目指している。

2016年4月に両研究科ともに博士後期課程を設置し、既設の修士課程を博士前期課程に変更した。

大学院の目的に基づき、大学院学則第3条において学位課程ごとの目的、大学院学則第4条において研究科ごとの目的を定めている。

2018年4月には看護学研究科博士前期課程に、従来の特別研究履修コース(リサーチコース)に加え、課題研究履修コース(キャリア開発コース)を設置した。一方、診療放射線学研究科博士前期課程では、群馬大学大学院医学系研究科との大学院連携プログラムとして放射線生命医科学コースを置くほか、2017年4月に重粒子線特別コースの設置、2019年4月にがん診療に特化した新たな高度医療専門職業人養成コース(医学物理コース)を設置した。

本学大学院は、群馬県における保健医療専門職養成教育機関のリーダーとして、地域社会の要請に応え、教育研究組織の充実を継続して図っている。

3 収容定員 関係法令:⑧

両研究科の収容定員は大学院学則第4条第3項に定められているとおりであり、入学者数が大幅に超えることなく概ね充足しており、適正である。入学定員、入学者数、入学定員充足率等は表に示すとおりである。

(2025年5月1日現在)

研究科 専攻	入学 定員	入学 者数	入学定員 充足率	収容 定員	在籍 学生数	収容定員 充足率
看護学研究科 看護学専攻						
博士前期課程	4	3	75%	8	11	138%
博士後期課程	2	2	100%	6	15	250%
診療放射線学研究科 診療放射線学専攻						
博士前期課程	5	5	100%	10	15	150%
博士後期課程	2	2	100%	6	13	217%
合計	13	13	92%	30	54	180%

大学院開設時の入学定員は、看護学研究科が博士前期課程8名、博士後期課程2名、診療放射線学研究科が博士前期課程3名、博士後期課程2名であった。看護学研究科博士前期課程では、志願者の多様な学修要求に応えるため従来の特別研究履修コース(リサーチコース)に加え、課題研究履修コース(キャリア開発コース)を設けるとともに入学定員を2023年度より4名に適正化した。診療放射線学研究科博士前期課程では入学試験倍率と社会的ニーズを分析し、2019年の医学物理コース設置にあわせ博士前期課程の入学定員を5名に増員した。

2025年度の収容定員充足率は、博士前期課程について看護学研究科が138%、診療放射線学研究科が150%である。一方、博士後期課程については看護学研究科が250%、診療放射線学研究科が217%である。これは長期履修制度(最長6年)を利用する社会人学生が多数含まれるためである。また業務の都合でさらに休学(最長3年)をはさむ例もある。教育の質を保証するため、研究指導教員1名、研究指導補助教員2名からなる集団指導体制で研究を指導し、毎年4月に研究指導教員と学生とが研究指導内容を相談の上研究指導計画書を研究科長に提出し、それに基づいた指導を計画的に行っている。博士後期課程は設置から10年目であり開学期に入学した長期履修者らも順次博士論文の審査に進んでいる。なお、過去10年間で看護学研究科には24名が入学し、博士号授与者9名、中退者0名、現在15名が在学中で、うち1名が2025年9月修了を目指して博士論文審査中である。診療放射線学研究科には22名が入学し、博士号授与者7名、中退者2名、現在13名が在学中で、うち3名が9月修了を目指して博士論文審査中である。なお、中退者はいずれも社会人学生であった者であり、業務多忙等による自己都合がその理由である。

4 大学院等の名称 関係法令:⑨

本学大学院看護学研究科看護学専攻及び診療放射線学研究科診療放射線学専攻の名称は、大学院学則第1条に定める大学院設置の目的に鑑みて、適当である。

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	大学の建学の基本理念に基づいて大学院の目的を適切に設定し、各研究科・学位課程を設置している。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p>大学院学則 第1条（大学院設置の目的） 本学 Web ページ 建学の基本理念・大学の目的</p>
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<p>大学院学則 第3条（課程） 第4条（研究科の設置等） (②に同じ)</p>
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<p>大学院学則 第3条（課程） 第4条（研究科の設置等） (②に同じ)</p>
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<p>大学院学則 第3条（課程） 第4条（研究科の設置等） 第11条（標準修業年限） 第12条（長期にわたる教育課程の履修） 第13条（在学期間）</p>
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	<p>(④に同じ)</p>
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科の設置等）</p>
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<p>(⑥に同じ)</p>
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科の設置等） 本学 Web ページ 大学院</p>
⑨	<p>第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>大学院学則 第1条（大学院設置の目的） 第3条（課程） 第4条（研究科の設置等）</p>

□ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教授会 関係法令:①

学則第 12 条第1項に基づき、看護学部及び診療放射線学部に教授会を置いている。教授会は、学部教授会運営規程の規定により各学部に所属する教授で構成されている。毎月1回の定例教授会に加え、必要に応じて臨時教授会を開催し、学部に係る教育課程の編成、学位の授与等のほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長又は学部長の求めに応じて意見を述べている。

2 教員組織・教育研究実施組織 関係法令:②

学則第9条に、教授、准教授、講師、助教、助手を置くことが規定されており、看護学部では46名、診療放射線学部では20名の教員と助手1名を配置している。教育研究に関わる責任は、原則として専門分野及び領域ごとに教授が担う体制であり、准教授、講師、助教、助手がそれぞれ適切な役割分担を担っている。さらに学部長が学部全体を統括している。

学部では、授業科目数及び単位数に応じて教育研究業績や実務経験を有する教員を適切に配置することで、組織的な連携体制を図りながら、学部長の下バランスの取れた教員組織を編成している。

教員及び事務職員を委員とする教育研究審議会を定款第23条の規定により設置しており、本学の教育研究における重要事項を審議している。また、学内の各委員会についても、教員と事務職員を委員とし、教育研究活動の質向上に係る取り組みを教職協働で行っている。

教養教育科目を担当している非常勤講師には、授業評価のフィードバック、FD 研修会の案内、非常勤講師会での学部長及び教務学生委員長、事務職員等と意見交換を行っている。

3 教員の選考、年齢構成 関係法令:②

教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続は、「群馬県公立大学法人職員採用等規程」、「群馬県立県民健康科学大学大学人事委員会規程」、「群馬県立県民健康科学大学教員の人事に関する規程」、「群馬県立県民健康科学大学教員選考基準」等に規定されており、定められた基準と手続きに則って行っている。また、講師、助教、助手は「教員の任期に関する規程」に従い任期制を採用しており、再任に関しては、「大学における任期を定めて採用された教員の再任用に関する規程」に従って審査をしている。専任教員の年齢構成は、表1のとおりである。

4 授業科目の担当 関係法令:③

教育課程上主要と認められる授業科目は教養教育科目と専門教育科目の必修科目(実習を含む)とし、シラバスに明示している。これらの授業科目の専任の教授、准教授が担当する割合は、看護学部の看護師課程で 89.4%、保健師課程で 90.1%、診療放射線学部で 93.8%となり、概ね9割に達している。非常勤講師は科目の一部を担当しているのみである。

5 専任教員数 関係法令:②

本学の専任教員数は表2のとおりで、大学設置基準に照らし必要な教員数を確保している。

6 教員の業績評価 関係法令:②

本学では、2016 年度から教員人事評価を実施している。教員がその職務を遂行するに当たり、年度内に挙げた業績の有無や度合いを評価することを目的に、目標設定と自己評価、評価者評価を組み合わせて行っている。自己評価に加え、適切な指導を受ける機会を設けることで、教育、研究、社会貢献活動等の改善及び向上を図っている。なお、評価結果は勤勉手当に反映している。

このほか、教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、群馬県立県民健康科学大学ベストティーチャー賞規程に基づき、毎年、表彰を行っている。

表1 専任教員年齢及び性別構成

(2025年5月1日現在、単位:人)

学部	年齢構成	教員数	比率(%)	男性	比率(%)	女性	比率(%)
看護学部	60歳代	8	17.3	6	13.0	40	87.0
	50歳代	20	43.5				
	40歳代	16	34.8				
	30歳代	2	4.4				
診療放射線学部	60歳代	2	10.0	19	95.0	1	5.0
	50歳代	8	40.0				
	40歳代	7	35.0				
	30歳代	3	15.0				
計	-	66	-	25	37.9	41	62.1

表2 専任教員数(2025年5月1日現在、単位:人)

	学科・課程	必要な専任教員数	専任教員数	
			うち教授数	うち准教授等数
看護学部	看護学科	12	46	34
診療放射線学部	診療放射線学科	12	20	11
計	-	-	66	45

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	2025年5月1日現在、専任教員1人当りの在籍学生数は、看護学部が7.2、診療放射線学部が7.2と他大学と比較してきわめて良好である。これは、本学が、その建学の基本理念及び設置の目的にかなった少人数制を基盤とした質の高い保健医療専門職の養成に資する教育環境を整えていることを示す。
改善を要する点	本学は、看護師、保健師、診療放射線技師という医療資格を持った教員が多数配置され、専門科目の実践的教育を遂行する上で有利な一方、教養教育科目や専門基礎科目への専任教員の配置が手薄である。本学の建学の基本理念及び設置の目的を達成できるバランスの取れた人員配置を検討する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>大学学則 第12条（教授会） 学部教授会運営規程 第3条（所掌事項） 第6条（構成員以外の出席）</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p>群馬県公立大学法人定款 第23条（設置及び構成） 大学学則 第9条（職員） 委員会規程 第2条（委員会の委員、審議事項等）、別表 全学機関・全学委員会名簿、学部・研究科委員会名簿 教員選考基準 ベストティーチャー賞規程</p>
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>大学学則 第29条（授業科目） 授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程 本学 Web ページ カリキュラム・シラバス Web シラバス ティーチング・アシスタント規程</p>
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>本学 Web ページ 教員データベース 教員紹介（看護学部） 教員紹介（診療放射線学部） 共通基礎データ</p>

②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ロ 教育研究実施組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教員組織 関係法令:①

本学大学院は、大学院学則第5条で、研究科に教授、准教授、講師、助教、助手を配置することを規定している。また、研究科に研究科長を置き、教育研究に係る責任を負う体制となっている。各研究科の教員組織は、看護学研究科博士前期課程では「実践看護学領域」と「看護教育学領域」の2つの専門領域、看護学研究科博士後期課程では「機能発展看護学領域」から構成される。診療放射線学研究科では、博士前期・後期課程ともに「放射線画像検査学」と「放射線治療学」の2つの専門分野から構成される。それぞれ、研究科長の責任の下、組織的な教育研究を実施している。

2 教員の選考、年齢構成 関係法令:①②

研究科の教員に求める能力・資質等は教員選考基準第9条に明確に定めている。本学大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員については、各研究科で定める「教員資格認定審査要綱」に基づき、適格性の有無について、資格認定審査委員会が審査を受け、この審査結果を受けて、研究科人事委員会が資格認定の適否を決定する。「教員資格認定審査要綱」は、文部科学省による審査と同等レベルの教育研究業績を基準に設定しており、その質は維持できている。また、学位課程ごとに教員の任用に係る選考基準、昇任(研究指導補助教員から研究指導教員への変更を含む)に係る資格審査の基準を明確に定め、適正な配置を行っている。専任教員の年齢構成は、表1のとおりである。

3 研究科教授会 関係法令:①

大学院学則第7条第1項に基づき、各研究科に研究科教授会を置いている。研究科教授会は、大学院研究科教授会規程の定めにより各研究科に所属する教授で構成され、毎月1回の定例研究科教授会に加え、必要に応じて臨時研究科教授会を開催している。

4 授業科目の担当 関係法令:②

各研究科の特別研究科目を含む全授業科目について、教授等の専任教員が担当しており、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置している。

本研究科では、研究指導教員資格を持つ教員が、特定の学生の研究指導教員となる一方、別の学生に対して研究指導補助教員として関わる集団指導体制を取っている。これにより、限られた人的資源の中で最大限の指導効果を発揮させ、

学生へのきめ細やかな支援を確保し、研究科全体の教育水準を向上させている。また、研究指導教員数は文部省告示で定める基準を大きく上回っており、研究指導補助教員の不足人数を十分に補える状況となっている。なお、平成11年文部省告示第175号では、研究指導教員の3分の2以上は原則として教授でなければならないとされているが、診療放射線学研究科の大学院担当教員は、開設時の文部科学省設置認可審査において研究指導教員の適格資格を持つ者で構成されていることから、これに該当しないと考えられる。

5 専任教員数 関係法令:①

本学の専任教員数は表2のとおりである。

6 教員の業績評価 関係法令:②

教員業績評価の実施状況については、「ロ 教育研究実施組織に関すること(①大学)」を参照。

表1 大学院の専任教員年齢及び性別構成

(2025年5月1日現在、単位:人)

研究科	年齢構成	教員数	比率(%)	男性	比率(%)	女性	比率(%)
看護学研究科	60歳代	6	28.6	3	14.3	18	85.7
	50歳代	12	57.1				
	40歳代	3	14.3				
	30歳代	0	0.0				
診療放射線学研究科	60歳代	2	11.7	16	94.1	1	5.9
	50歳代	8	47.1				
	40歳代	6	35.3				
	30歳代	1	5.9				
計	—	38	—	21	56.8	16	43.2

表2 専攻別専任教員数(2025年5月1日現在、単位:人)

研究科	専攻	研究指導教員		研究指導補助教員		計	
		必要数	現員数	必要数	現員数	必要数	現員数
看護学研究科	看護学専攻 博士前期課程	6 (4)	14 (12)	6	4	12	18
	看護学専攻 博士後期課程	6 (4)	10 (10)	6	4	12	14
診療放射線学研究科	診療放射線学専攻 博士前期課程	6 (4)	16 (9)	6	2	12	18
	診療放射線学専攻 博士後期課程	6 (4)	16 (9)	6	2	12	18

※研究指導教員の()内は教授数。

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	大学院設置基準を大きく上回る専任教員数により、充実した教育研究指導を行っている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学院設置基準</p>	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科の設置等） 第5条（職員） 第7条（大学院研究科教授会） 大学院研究科教授会規程 大学院看護学研究科研究指導教員等資格認定審査要綱 大学院診療放射線学研究科教員資格認定審査要綱</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 ※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>大学院学則 第5条（職員） 教員選考基準 共通基礎データ 看護学研究科研究指導教員等資格認定審査要綱 看護学研究科博士前期課程研究指導教員選定基準 看護学研究科博士後期課程研究指導教員選定基準 看護学研究科博士前期課程研究指導補助教員選定基準 看護学研究科博士後期課程研究指導補助教員選定基準 看護学研究科授業担当教員選定基準 診療放射線学研究科教員資格認定要綱 診療放射線学研究科博士前期課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の選考に関する申合せ 診療放射線学研究科博士後期課程の研究指導教員及び研究指導補助教員の選考に関する申合せ</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。 ※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<p>（該当なし）</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 入学者選抜 関係法令:①

学部の入学者選抜は、学則及びアドミッション・ポリシー (AP、2006 年策定) に則り、学校推薦型選抜試験、社会人特別選抜試験、一般選抜試験 (前期日程) を実施している。全学及び各学部の AP は大学ウェブサイトで公開するとともに、入学案内・入試情報などのページにも掲載している。選抜方法は、学力試験、小論文試験、面接試験、書類審査 (調査書、志願理由書等) を各入試区分及び各学部・学科の特性に応じて組み合わせ、比重を変えることで、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価している。各学部に入試広報部会を設置し、入学者選抜の実施・運営方法を検討している。さらに全学入試広報委員会にて審議・承認し、その結果を全教職員に周知している。すべての入学者選抜試験において学長を本部長とする入学試験実施本部が設置され、全学での試験実施体制が取られている。試験区分ごとに、試験実施要領を作成し、出願書類の受付から受験生への対応、合格発表まで手続を明確に定めている。また試験問題作成は、機密性を厳重に確保し、採点は採点基準に基づいて、複数人による確認体制の下で行っている。合否判定は、教授会で審議・承認された案が学長に報告され、学長が入学を許可している。選抜結果は、学内掲示と郵送に加え、大学ウェブサイトでも公開している。全選抜試験区分において成績開示請求制度を設けるなど、入学者選抜の透明性の確保に努めている。受験上及び修学上特別な配慮を必要とする入学志願者については、事前相談を実施した上で、試験時に必要な対応を行っている。

2 教育課程の編成、授業等 関係法令:②③⑤⑥⑦

大学の教育理念、教育目的実現に向け、ディプロマ・ポリシー (DP、2014 年策定) を踏まえたカリキュラム・ポリシー (CP、2014 年策定) を学部教務部会、教授会が責任組織として審議し策定・修正する。また、DP を踏まえた CP (教育課程編成・実施の方針) に基づき、教育課程を体系的に編成している。教育課程は、【教養教育科目】【専門教育科目】から構成される。【教養教育科目】は、人間としてより豊かに発達する基盤の獲得を重視した科目であり、選択科目を多く配置し学生の幅広い分野の学修を可能にしている。【専門教育科目】は、保健医療専門職としての専門性発揮への準備を整える [専門基礎科目]、学部独自の専門的知識・技術の修得を目指す [専門科目]、2 学部共通で必要となる知識・技術・態度の修得を目指す [保健医療専門職共通専門科目] の 3 学科目群から成る。2 学部ともに、選択科目、自由科目を配置し、学生の関心に応じた

学修を可能にしている。このような教育課程の体系性は、年度開始時のオリエンテーションで学生に周知される。前期・後期に各 15 週の授業期間を設け、加えて試験期間を 1 週設定し、いずれも学年暦に明示している。また、年間の履修登録上限を 49 単位とする CAP 制を導入している。本学は、臨地・臨床実習を重視し、実習中の学生が科学的根拠に基づく実践力を修得できるよう、臨床経験豊富な教員を多数配置している。

科目責任者は、学部教務部会が CP に基づき作成した「シラバス作成における留意事項」に則り、シラバスを作成する。教務部会員は、作成されたシラバスを毎年組織的に確認し、必要時、科目責任者へ改善を求める。各学部の教務部会員、教務学生委員には、教学に習熟した教員が配置され、大学の教育目標、DP、CP と教育課程の一貫性や整合性を確認するなど、教育課程の編成の責任を担っている。

3 成績評価基準・卒業認定基準 関係法令:④⑧⑨⑩

単位認定は、アセスメント・ポリシー (学修成果の評価の方針、2020 年策定) に基づき、各科目責任者の成績評価により行う。特に、各学部の卒業研究に相当する科目の責任者は、研究指導教員に成績評価基準を示し、基準に基づき各教員の行った評価結果を集約し、成績評価案を作成する。成績評価基準は学則第 31 条、学修の評価の詳細は「履修方法及び学修の評価に関する規程」に定め、入学オリエンテーション中に学生へ周知している。また、教員による成績評価の客観性、厳格性を担保するため、「成績評価ガイドライン」を 2018 年に策定し、各科目責任者に周知している。さらに、成績評価の公平性、信頼性を高めるため、内部質保証委員会の下部組織である FD 部会が 2017 年以降成績評価分布を作成し、教員本人へフィードバックすることで各教員が自らの成績評価の傾向を把握できる仕組みとしている。

各科目の単位認定は、各学部教務部会が単位認定案を作成した後、各学部教授会が行う。前期・後期の修得単位と GPA は学生と保護者に通知し、学生の学修意欲向上を図っている。本学は、成績評価の公平性確保のため異議申し立て制度を設けている。教員へ直接異議を伝えることへの学生の抵抗感を考慮し、事務局を窓口とする。この制度は、Semester 毎に学生へ周知している。なお年間数件程度申し立てがある。文書による申し立てに教員が文書で回答し、双方が納得したことを教務学生委員会が確認している。卒業認定と学位授与は、DP を踏まえ各学部の教務部会及び教授会が審議し、学則第 35 条の規定に基づき、学長が卒業を認定し学位を授与する。

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	入学者選抜において、PDCA サイクルを機能させ問題なく実施している。DP を踏まえた CP に基づき編成された教育課程の下、系統的・段階的な授業の実施と成績評価ガイドラインに基づく厳格な成績評価・卒業認定が行われている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>大学学則 第 4 条（学部及び学科等） 第 19 条（入学資格）～第 22 条（入学手続及び入学許可） 本学 Web ページ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、入学者選抜実施規程</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>大学学則 第 28 条の 2（教育課程の編成方針）、第 29 条（授業科目） 本学 Web ページ 3つのポリシー、学生便覧（大学）看護学部の教育課程（p10-p21）、診療放射線学部の教育課程（p22-p28）、看護学部・診療放射線学部カリキュラム・マップ、シラバス作成における留意事項</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>（③に同じ） 授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程「別表」</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>大学学則 第 31 条（単位の授与及び学修の評価） 授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程・同別表 本学 Web ページ 学生便覧（大学） 履修の手引き（p29-p33） 看護学研究Ⅱ（EBP）実施要項 診療放射線学部卒研手引き</p>
⑤	<p>第二十二條（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>本学 Web ページ 学年暦（学部）</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>大学学則 第 29 条の 2（各授業科目の授業時間）</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>大学学則 第 29 条の 3（授業の方法等） 本学 Web ページ Web シラバス 学生便覧（大学）看護学部の教育課程（p10-p21）、診療放射線学部の教育課程（p22-p28）</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<p>大学学則 第 30 条の 2（成績評価基準等の明示等）、第 35 条（卒業） 学位規程、成績評価ガイドライン 本学 Web ページ Web シラバス、履修ガイド（大学） (6) 単位認定、(7) 評価、(10) 卒業要件、 学生便覧（大学）（p34-p35）成績に関する異議申し立て制度について シラバス作成における留意事項</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>本学 Web ページ 学生便覧（大学）（p33-p34）(8) 評価 成績評価ガイドライン④及び⑧に同じ</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>大学学則 第 31 条の 2（履修科目の登録の上限） 授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 入学者選抜 関係法令:①

大学院の入学者選抜は、大学院学則第4条、第15条-第18条及びアドミッション・ポリシー(AP)に則り、各研究科入学試験委員会及び全学入試広報委員会の審議を経て、各研究科教授会で内容を定めている。APは大学ウェブサイトで公開するとともに、入学案内・入試情報にも明示している。入学試験の実施体制についても、各研究科入学試験委員会及び全学入試広報委員会の審議を経て、各研究科教授会で内容を定めている。入学試験は、学長を本部長とした全学的な入学試験実施本部を入試区分ごとに編成し、組織的に実施している。試験問題作成は、機密性を厳重に確保し、採点基準に基づいて、複数人による確認体制の下で行っている。各研究科における口述試験では、研究指導を担当しない教員を含む3名以上の口述試験委員による試験体制を取るなど、公平・公正な実施に努めている。なお、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする入学志願者については、事前相談を実施した上で、試験時に必要な対応を行っている。この事前相談中、各受験生が希望する研究指導教員を訪れ入学後に実施したい研究課題の意向を伝え、研究遂行の可能性を検討している。

入学者選抜試験の結果に基づき、学長が各研究科教授会で審議した合格者を決定している。選抜結果は、本人への郵送に加え、学内掲示と大学ウェブサイトにて公開している。そのほか、成績開示請求制度を設けるなど、入学者選抜の透明性の確保に努めている。

2 教育課程の編成、授業及び研究指導 関係法令:②③④⑥

本学大学院及び学位課程の目的を踏まえ、大学院学則第4条第2項及び設置の趣旨において各研究科の目的、理念を設定している。これらを受けて、ディプロマ・ポリシー(DP)を研究科・学位課程別に定めている。また、各研究科では、DPを踏まえたCP(教育課程編成・実施の方針)に基づき、教育課程を体系的に編成している。具体的には、博士前期課程・後期課程ともに講義・演習科目が主となるコースワークを初年次を中心に配置し、順次リサーチワークに学生のエフォートが移行できるよう教育課程を編成している。このように編成した教育課程をカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリー(いずれも2019年策定)に表し、大学ウェブサイトに公開するとともに、年度開始時のオリエンテーションを通して学生に周知している。また、授業担当教員は、教務学生委員会がCPに基づき作成した「シラバス作成における留意事項」に則り、シラバスを作成する。教務学生委員会は、担当教員により作成されたシラバスを毎年組織的

に確認し、必要時、科目責任者へ改善を求める。両研究科は、これら教育課程とシラバスに基づき、学生の学修を活性化させる効果的な教育を提供するために、複数教員による指導体制を整えるとともに、CAP制、GPA制度等様々な措置を講じている。また、大学院設置基準第14条の2に基づき、研究指導教員は、学生の研究計画と研究遂行への意向を把握した上で研究指導計画を立案する。これを研究指導計画書に記録し、原則 Semesterごとに学生と教員の両者がこれを確認する。学生は学位論文の完成に向けた今後の研究の進め方、教員は今後の研究指導のあり方を検討する。このような過程を通し、大学院生による研究遂行を支援している。

3 成績評価基準・修了認定基準 関係法令:⑤

授業担当教員は、CPに基づき、各科目の目標に対する到達度を基準に成績評価を行っている。成績評価基準は、学生便覧に明記するとともに、学科目オリエンテーション時に学生に説明している。成績評価、単位認定、修了認定に関しては、大学院学則第27条、第28条、第33条にそれぞれ定めている。単位認定については、各研究科教務学生委員会が、授業科目責任者による評価結果を確認した後、研究科教授会において各学生の修得単位を認定している。また、各授業科目の評価ランクに対応するGPを定め、各学生の成績を数値化するとともに、Semester終了時に、GPAとその推移を学務システム上に掲載し、学生の学修意欲の向上を促している。なお、成績に関する異議申し立て制度を導入している。具体的には、事務局が窓口となり、文書にて学生からの異議を受けつける。申し立てがあった場合、教員が文書で回答し、学生と教員双方が納得したことを研究科教務学生委員会が確認する。この制度と手続きを学生便覧に明記し、Semester毎に学生に周知している。

各研究科のDPに則り、学則及び履修規程に定めた修業年限内に修了要件の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、学位審査に合格したときに修了を認定する。修了要件は学生便覧に記載し、入学後のオリエンテーションにおいて履修上の注意事項と併せて学生に周知している。また、研究科ごとに修士論文、博士論文の審査基準を策定し、これを本学HPと学務システムのWebフォルダを用いて学生に提示している。診療放射線学研究科では博士論文審査において外部有識者の審査委員を必ず含め、看護学研究科では学内審査委員の判断により外部有識者に審査を委嘱することで、博士論文審査及び修了認定の客観性、厳格性を確保している。

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	入学者選抜において、PDCAサイクルを機能させ問題なく実施している。複数教員による指導体制の下、教育課程とシラバスに基づき、学生の学修・研究を活性化させる効果的な教育を実施している。
改善を要する点	教育課程編成におけるPDCAサイクルを効果的に機能させるため学部で実施されているDP到達度評価を大学院においても導入する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>大学院学則 第4条（研究科の設置等）、第15条（入学資格）～第18条（入学手続及び入学許可） 入学者選抜実施規程 本学 Web ページ 3つのポリシー</p>
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>大学院学則 第3条（課程）、第4条（研究科の設置等）、第23条の2（教育課程の編成方針） 本学 Web ページ 3つのポリシー 学生便覧（大学院）「教育課程等の概要」看護学研究科（p69～p102）、診療放射線学研究科（P103～P126）</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>大学院学則 第24条（授業及び研究指導） 第25条（授業科目の種類等） シラバス作成における留意事項 研究指導計画書</p>
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>大学院学則 第23条（留学） 第30条（他の大学院等の授業科目の履修） 教員選考基準</p>
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつたの基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<p>大学院学則 第27条（成績評価基準等の明示等）、第28条（単位の授与及び学修の評価）、第33条（修了要件）、第34条（学位） 本学 Web ページ 履修ガイド（大学院） (6) 単位認定、(7) 評価、(9) 修了要件 学生便覧（大学院）(8) 評価 ア 成績評価 (p47)、イ GPA 制度 (p48) ウ 成績に関する異議申し立て制度について (p48、49) 学位論文に係る評価基準等について シラバス作成における留意事項 研究指導計画書</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>大学院学則 第8条（学年）～第10条（休業日）、第12条（長期にわたる教育課程の履修）、第13条（在学期間）、第30条（他の大学院等の授業科目の履修）～第32条（教育方法の特例）、第39条（科目等履修生） 学年暦（大学院）</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 校地、運動場、校舎・施設・設備等 関係法令:①②③⑤

本学の敷地面積は 40,730 m²、校舎面積は延床で 12,314 m²である。敷地内に、建物(北棟、南棟、西棟)、体育館、車庫、運動場(200mトラック1面含む)、テニスコート2面があり、さらに約 450 台の駐車場と自転車置き場等を有しており、講義、演習、実験、研究活動、自主学修等に活用している。

施設及び設備の保守・衛生管理については業者に委託しており、衛生面や安全面に支障を来さないように運営している。また、群馬県公立大学法人職員安全衛生管理規程第 10 条の規定により学内に設置している衛生委員会において、産業医及び衛生管理者が実施している職場巡視の結果報告を受け、関係部署に必要な改善措置等を求めている。

教育研究活動は主に北棟及び西棟で行われており、講義室9室、演習室 20 室を設けている。また、専門職養成教育に必要な実験・実習を実施するため、各学部専用又は共用の実験室・実習室を有し、教員の研究にも活用されている。

そのほかに学生ラウンジや図書館等のスペースを学生の自主的な学修に供している。大学院については、専用の大学院研究室を設けるとともに全ての施設・設備を共用としている。

バリアフリーへの対応として、各所へのスロープ、北棟及び西棟のエレベーター設置、南棟の段差解消機の設置を行っている。さらに、身体障害者用トイレを南棟及び西棟に設置しており、駐車場には身体障害者用駐車場を北棟及び西棟入り口に設けている。

建物は 2024 年度に群馬県から出資され、当法人の名義となっている。建物の大規模な施設・整備の修繕について群馬県の関係部署から必要な技術的支援を受け、維持管理及び改修・修繕を行っている。

表 1 建物の状況

	本学設置基準上の敷地面積(m ²)	基準面積(m ²)
校地	32,661	4,600
校舎	12,314	7,734

学内の実習等で使用する器具や設備は、学部総務委員会にて新規導入や老朽化等による更新の必要性を審議し、県と協議しながら更新等を行っている。

2 附属図書館 関係法令:④

附属図書館は、教育研究に必要な図書、雑誌、電子ジャーナルの選定と購入を毎年行い、これらを系統的に整理している。学生や教職員からの図書購入希望を随時受け付け、教職員には購入希望調査を実施し、蔵書整備に努めている。図書

受入数の推移は表2のとおりである。また、大学院博士前期・後期課程、看護師特定行為研修課程にも対応し、利用者の学修及び研究のために質の高い図書を選定し購入している。

表 2 図書受入数の推移と蔵書数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間受入冊数(和書)	1,245	1,172	1,031	1,113	937
年間受入冊数(洋書)	6	10	3	8	2
蔵書 ※年度末時点	72,253	73,435	72,404	72,773	73,127

また、館内図書等を迅速に検索可能とするためにオンライン蔵書目録公開システム「OPAC」を導入し、学内外からの蔵書検索の利便性も高めている。視聴覚資料は、2025年5月1日現在で学術関係 1,226 点、教養関係 549 点を所蔵し、実習の事前学修等に利用されている。さらに、シラバスに指定された図書を中心にオンライン閲覧が可能な電子書籍資料の充実を図っており、2025年5月1日現在で、337 点が利用可能である。加えて、図書館の活用促進のために、新入生を対象としたオリエンテーション等において情報リテラシー教育を行っている。電子ジャーナル及びオンラインデータベースの利用件数は、和文献では毎年、同水準を維持している(表3)。

学内利用者の利便性のために、授業のある日の開館時間を 22 時までとしている。また、地域に開かれた大学図書館の役割として、県内の保健医療従事者や医療福祉系の学生を中心とした学外利用者を数多く受け入れている。

表 3 電子ジャーナル利用件数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
メディカルオンライン	9,112	9,081	9,082	8,452	8,123
CINAHL with Full Text	2,678	3,373	1,479	1,563	2,254

※利用件数の多い電子ジャーナルについての利用件数を示す

大学図書館は、電子ジャーナルや電子書籍に代表される電子化とインターネット等でのオンライン閲覧の普及により多様化し、増大する多くの情報を利用者である学生や教職員に効果的かつ効率的に提供することが求められているため、これに対応する関連サービスの導入を進めている。現在の正規職員は1名であるが、嘱託職員2名が司書資格を有している。利用者に対して司書資格保有者から、調査内容や資料検索方法の相談、論文検索方法の案内等のきめ細やかな対応が可能であり、円滑で質の高い学術情報サービスを提供している。

以上、本学の「教育研究等環境整備に関する基本方針」に基づき、施設・設備、図書館、学術情報サービスを提供するための体制が整備されており、適切に機能している。

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	基準面積を上回る施設を保有しており、教育研究活動を行う環境を充足している。また、学生一人当たりの学修スペースも十分に確保されており、学修環境が整備されている。教育研究等環境整備に関する基本指針に基づき、設備の保全に努めている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>本学 Web ページ</p> <p>キャンパスガイド</p> <p>学生便覧</p> <p>大学の基本方針（教育研究等環境整備に関する基本方針）</p> <p>施設管理規程</p> <p>共通基礎データ</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	(①に同じ)
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>(①に同じ)</p> <p>※教室、研究室、図書館等の配置は学生便覧 123～125 ページの平面図を参照</p> <p>群馬県立大学法人職員安全衛生管理規程</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>附属図書館利用規程</p> <p>附属図書館 Web ページ</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	財務会計システム（資産管理機能）

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 事務組織 関係法令:①</p> <p>群馬県公立大学法人組織規程第5条に基づき、本学の運営に必要な事務を行うため事務局を設置している。</p> <p>事務局には事務局長及び事務局次長と総務会計係(7名)、教務係(5名)、学生図書企画係(6名)の3係、合計20名を配置している。</p> <p>総務会計係は、庶務、学内諸規程の制定及び改廃、大学の自己評価・認証評価、大学の施設整備等に関する事項を、教務係は、学生の募集や入学試験、教育課程、単位認定、学業成績、入学・休学など学生の身分等に関する事項を、学生図書企画係は、学生相談や学生の課外活動、奨学金貸与、授業料減免、学生の就職、健康保持増進、図書館業務等に関する事項を担当している。</p> <p>事務組織については、2020年度に法人全体の事務組織を見直す中で、次長兼係長の兼務を解消し、単独係長(総務会計係長)を設置することで、学内調整や業務の円滑化を図った。本学の常勤職員はほとんどが群馬県からの派遣職員であるが、大学運営の専門性や特殊性に対応するため、2024年度にプロパー職員1名を採用した。</p> <p>また、教育研究審議会や大学運営会議、内部質保証委員会等の主要会議には事務局職員が委員として参加し、係長も出席するなど学内の情報共有や教職協働に活かされている。</p> <p>2 厚生補導の組織 関係法令:①③④</p> <p>本学は、建学の基本理念に基づき、学生の人間性や倫理観の涵養、専門知識の修得、自立した判断と行動ができる能力の育成を目指している。このため、学修支援、生活支援、進路支援を含む「学生支援に関する基本方針」を策定し、学生便覧やオリエンテーションで学生に周知している。学生支援体制は全学委員会の教務学生委員会が統括し、各学部に教務部会と学生部会が設置されている。学生の生活、進路、健康問題の支援は、学生支援システム運営担当者会議が担い、グループ担任制を導入している。さらに、教員や保健師、カウンセラーが相談員として配置された学生健康相談室やハラスメント対策室も設置されており、学生支援体制が整備されている。教務学生委員会と事務局は、学生自治会やサークル活動を支援し、学生の正課外活動の充実を図っている。このほか、学生生活アンケートや学生自治会役員との情報交換会を通じて、学生の要望を反映した学内施設の改善が行われている。</p> <p>3 学生支援への対応 関係法令:①③</p> <p>本学では学生7～11名に対し、1～2名の専任教員をグル</p>	<p>ープ・カリキュラム・アドバイザー(グループCA)及びグループ担任として配置している。グループCAは、学生の履修上の支援を行い、グループ担任は、学生生活上の支援を行っている。グループCA及び担任は、各セメスター開始時に学生と面談し、履修あるいは生活関連の相談窓口になることを伝えている。さらに、専任教員はオフィス・アワーを設定し、その時間、授業内容や履修上あるいは学生生活や進路等に関する学生の相談に随時応じている。新規採用の教員については、経験豊富な教員とペアで配置することで学生支援の質を保障するとともに、学生支援に関する教育機会としている。</p> <p>経済的な支援については、グループ担任や学生部会が連携して家計急変や経済的困窮状態を早期に把握し、日本学生支援機構による奨学金に加え、文部科学省の高等教育修学支援制度による授業料の減免や本学独自の授業料減免等(災害や新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に対する減免)を行っている。</p> <p>また、国際交流の機会を学生に提供するため、学術国際委員会国際部会を中心に、学術交流協定の提携拡大を推進する他、運営交付金に加えて寄附金を活用し、学生の国際学会での発表など海外学会への参加支援を積極的に行っている。</p> <p>4 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制 関係法令:①③④</p> <p>学生が卒業後のキャリア形成を見据えた職業選択、就職活動、資格取得について自主的に考えることができるよう、学部ごとにキャリア形成支援室を設置し、学生の就職・進学活動や資格取得を個別に支援している。さらに、早期から医療現場に対する理解を深め、社会的及び職業的自立を促すため、入学時からキャリアガイダンスや就職対策講座を受講する機会を提供するとともに、就職や進学に関する情報を常に入手できる場としてキャリア形成支援室を設置し、全学生に開放している。</p> <p>また、特別な支援が必要な学生には個別対応も行っており、身体的障害や発達上の問題を抱える学生への支援については、教務学生委員会とグループ担任が協力して実施し、学生の学修及びキャリア形成を支援している。</p> <p>5 大学院の事務組織 関係法令:②</p> <p>大学院に関する事務については、独立した事務組織を設置せず、大学事務局が兼ねて行っている。教務事務は学部の教務事務を担当する教務係に、学生支援も学部の学生支援を担当する学生図書企画係に、各研究科を担当する職員が配置され、大学院運営に関する各種会議や委員会等の運営に係る事務を所管している。</p>
自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	学修支援・生活支援・進路支援が充実しており、各国家試験合格率、就職、進学率はほぼ100%である。国内外の学会発表支援が充実している。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<p>群馬県公立大学法人組織規定 委員会規程 学生生活規程 学生健康相談室規程 ハラスメントの防止等に関する規程 キャリア形成支援室について 本学 Web ページ 教育研究上の基本組織 学生支援 学生自治会について 学部-卒業生の活躍、国家試験の状況、就職・進学状況 (看護) 学部-卒業生の活躍、国家試験の状況、就職・進学状況 (診療放射線学部) 大学学則 第 8 条（事務局） 共通基礎データ</p>
	大学院設置基準	
②	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>大学院学則 第 5 条（職員） 第 29 条（組織的な研修等）</p>
	関係事項	
③	<p>学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>	<p>学年担任・グループ担任制度について 学生研究に係る支援奨励金交付要綱 学生研究に係る特別支援奨励金交付要綱 海外研修・留学等に関する危機管理マニュアル 本学 Web ページ 学生支援</p>
④	<p>学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p>学生健康相談室規程 ハラスメントの防止等に関する規程 障害者差別解消対応要領</p>
⑤	<p>学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p>高等教育の修学支援制度に基づく授業料等の減免等に関する取扱要領 授業料の減免及び徴収猶予に関する取扱要領 地震及び風水害等に伴う入学試験料、入学料及び授業料減免取扱要領 本学 Web ページ 奨学金について</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 3つのポリシーの策定 関係法令:①

本学は、建学の基本理念及び設置の目的に則り、大学全体の教育理念・教育目的及び卒業生に求められる特性を設定している。これを受けて各学部の目的、教育目的及び教育目標及び大学院博士課程では、学位課程の目的、各研究科の目的及び修了生の特性を設定している。

また、教育研究に関する重要事項は、教育研究審議会において全学的な視点から審議される。ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)の策定については、大学の基本方針として「方針策定のための基本的な考え方」を定めている。内部質保証委員会は、その内容を踏まえ、各学部・研究科に対し3つのポリシーの策定・修正を指示する。作成されたポリシー案は、内部質保証委員会で審議された後に、教育研究審議会で決定される。

各ポリシーの内容と構成

DPは、本学の理念・目的及び方針を受け、学士課程においては学部別、大学院においては研究科・学位課程別に定めている。DPは、各学部及び各研究科において修得すべき資質・能力を示したものであり、同時に学生にとっては、卒業・修了に向けての学修成果の目標となる。

CPは、DPとの適切な関連性を踏まえ、学部別及び各研究科・学位課程別に定め、これに基づき授業科目を設置し、教育課程を体系的に編成している。

APは、DP及びCPを踏まえて策定している。その内容は「求める学生像」、「入学前に身につけてほしいこと」、「入学前選抜の基本方針」の3項目から構成される。「入学前に身につけてほしいこと」に対して、入学前選抜においてどのように具体的に評価するかを入試区分ごとに明示している。

APは2006年に策定され、2017年と2025年に改定された。また、CPとDPは2015年に策定され、2017年と2025年に改定された。

3つのポリシーは、受験生に対しては、大学案内・大学ウェブサイト・学生募集要項への掲載及びオープン・キャンパスでの説明により、在学生に対しては、学生便覧・シラバスへの掲載及びオリエンテーション・授業ガイダンスでの説明により、教職員に対しては、委員会・FD活動により、それぞれ周知を徹底している。また、主としてウェブサイトやマスコミ報道等を通して社会への説明責任を果たしている。

2 3つのポリシーの一貫性の確保 関係法令:①

本学では、3つのポリシーの一貫性と整合性を点検するための組織として、内部質保証委員会、全学の教務学生委員会、各学部の教務部会、各研究科の研究科教務学生委員会を置

いている。これらの組織は、内部質保証委員会の指示を受け、もしくは自発的に、DPとCPとの整合性や適切性をカリキュラム・マップ等を用いて確認している。また、全学入試広報委員会はAPと入試制度の整合性を確認している。

内部質保証委員会は、下部組織である教学マネジメント部会を中心に、全学的な観点から3つのポリシーの一貫性・整合性を定期的に点検・評価している。修正が必要な場合は、内部質保証委員会の審議を経て、関係組織に指示を出す。修正案は、最終的に教育研究審議会で決定される。

2024年には、看護学研究科博士前期課程において、DPの修正が検討された。2023年度の看護学研究科DP到達度評価により、博士前期課程のDPが一部の専攻領域、コースに偏っていることが明らかになったためである。修正後のDPと各科目の整合性をカリキュラム・マップを用いて検討した結果、専攻領域やコースに関わらず履修により全DPが達成できることを確認できた。看護学研究科教授会及び教育研究審議会で修正案が承認され、2025年度から適用されることになった。

また、中央教育審議会の3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを踏まえ、2025年5月にAP及びCPの改定を行った。

表 学士課程において学位を授与するために学生が身につけているべき能力(DP)

看護学部	<p>1. 群馬県内をはじめ、様々な地域における保健医療チームの一員として専門性を発揮し、責務を全うするため、以下の基礎的能力を身につける。</p> <p>(1)対象の個性に応じて看護技術を提供する能力 (2)あらゆる職種において発揮可能な初歩的管理能力 (3)対象の様々な健康状態に精通し、常にその維持増進を図る能力 (4)あらゆる職種において心理・教育的支援を提供する能力 (5)対象の健康状態の正常・異常を査定する能力</p> <p>2. 対象の人間としての尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく看護を展開するための基礎的能力を持つ。</p> <p>3. 人間の生涯とその生活及び健康状態における普遍性と多様性に強い関心と深い理解を示す。</p> <p>4. 群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の健康維持・促進に対する強い使命感と高い倫理性を持つ。</p> <p>5. 人種、民族、年齢、性別等の異なるあらゆる対象の福祉に貢献する看護職者としての責務を自覚し、行動する。</p> <p>6. 科学及び学術の価値を確信し、研究成果を活用した看護に意義を見いだす。</p>
診療放射線学部	<p>1. 幅広い教養、国際性、倫理観、コミュニケーション能力を修得することで、人間及び人類文化、並びに群馬県及び県民に対する理解を深めることができる。</p> <p>2. 人間の発達と健康に関する医学・生命科学的知識、放射線科学現象と技術に関する理工学的知識を修得し、あわせて専門的態度を身につけることができる。</p> <p>3. 診療放射線技術、画像診断、診療画像技術、医療画像情報、核医学検査技術、放射線治療技術、放射線管理計測に関する専門的知識を修得するとともに、診療放射線技師の役割と態度についての理解を深め、保健医療専門職の一員としてチーム医療を通して社会に貢献できる。</p>

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	各学部・各研究科・各課程の3つのポリシーの一貫性・整合性は、定期的な点検・評価により確保されている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>本学 Web ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 建学の基本理念・大学の目的 大学の基本方針 3つのポリシー 委員会規程 内部質保証規程 教育研究審議会運営規程

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 大学の教育研究上の目的の公表と周知 関係法令:①②</p> <p>本学の建学の基本理念、教育研究上の目的、各学部の教育研究上の目的、大学院の教育研究上の目的、各研究科の教育研究上の目的は、大学案内や大学ウェブサイト等にその内容を掲載し、広く社会に公表している。また、教育研究上の目的は、全教職員及び学生に配布する学生便覧の冒頭部に明記し、周知している。</p> <p>各学部・研究科の教育研究上の目的を達成するための3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP))についても、大学ウェブサイト等で広く社会に公表している。</p> <p>APは、大学案内、学生募集要項等にも掲載し、オープン・キャンパス、大学説明会、進学相談会等で、入学志願者、保護者、高校関係者を含む社会一般に周知を図っている。</p> <p>DP及びCPについては、学生便覧にも記載し、在学生に周知している。さらに新入生には学生便覧等を基に、オリエンテーション等で、主旨と内容、カリキュラムとの関連性を丁寧に説明する時間を設けている。シラバスには授業の目標及びディプロマ・ポリシー(DP)との関連を明記している。研究科の3つのポリシーも同様に大学院学生便覧に公表し、新入生オリエンテーションで説明を行っている。</p> <p>2 教育研究活動等の状況の公表と周知 関係法令:①②</p> <p>本学ではウェブサイト上に「教育情報の公表」ページを設けており、学校教育法施行規則第172条の2に規定されている教育研究活動等の状況をはじめ、開学時から毎年行っている自己点検・評価結果、平成23年度及び平成30年度に受審した大学機関別認証評価の結果、また、平成31年度以降は法人評価結果を、本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>また、大学設置等に関する情報として、大学の概要、設置の趣旨と必要性、設置に係る設置計画履行状況報告書を掲載し、大学院等設置に関する情報として、大学院の概要、博士課程認可関係書類(認可申請書類、課程変更に係る設置計画履行状況報告書)を掲載している。</p> <p>さらに大学案内、学部案内、大学院案内、研究教育、公開講座・地域貢献、入試情報、学生生活、就職情報、附置機関ごとの関連情報も大学ウェブサイト上に公表し、国際交流の状況、附属図書館の状況、地域貢献活動(地域連携・キャリア開発センター事業、公開講座、公開授業、出前講座など)についても項目立てて掲載している。特に地域連携推進事業は、医</p>	<p>療系人材の育成を行っている本学の役割をよく表し、本学と群馬県健康福祉部や他大学との連携、ボランティア活動等により、県民の保健医療福祉に寄与する地域に根ざした取り組みについて、県内外に広く周知している。また、国家資格である看護師免許、保健師免許、診療放射線技師免許の国家試験の合格率に関しても、詳細に公表している。</p> <p>受験生に対しては、入試広報委員会が中心となり、オープンキャンパス、学園祭における個別相談会、高等学校教諭を対象とした大学説明会、本学教員による県内外の高等学校訪問など、機会あるごとに本学の建学の基本理念・設置の目的及び教育研究活動等に関する情報公開を積極的に行っている。</p> <p>なお、紀要、その他の大学で作成された研究・教育に関する資料は、群馬県立県民健康科学大学学術機関リポジトリによって電子媒体として公開している。</p> <p>3 公表体制の整備 関係法令:①②</p> <p>教育研究活動に関する情報の公表に関しては内部質保証委員会が責任組織となっている。内部質保証委員会は学校教育法施行規則及び教学マネジメント指針の内容を踏まえ、公表すべき情報を決定している。本学で公表しているすべての情報は、関係する委員会等の承諾を得た上で公表しているため、情報の正確性、信頼性は確保されている。</p> <p>大学ウェブサイトは、閲覧者(受験生、保護者、在学生、卒業生・修了生、教職員、地域・病院等)がタブを選択して、関係情報から必要とする情報を検索できるようにするなど、見やすさを心がけているが、さらなる充実と効果的な情報発信に努めている。</p>
自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	本学ウェブサイトにおいて、積極的に情報を公表している。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>本学 Web ページ 本学教員の研究の成果 本学教員の競争的資金獲得状況 学術機関リポジトリ 群馬県公立大学法人 Web ページ 目標・計画・業務実績</p>
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二 教育研究上の基本組織に関すること。 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 四 入学者の選抜に関すること。 五 入学者の教、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>大学学則 第1条（目的） 第4条（学部及び学科等） 大学院学則 第1条（大学院設置の目的） 第3条（課程） 第4条（研究科の設置等） 共通基礎データ 公式ウェブサイトに関する規程 授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程 本学 Web ページ 建学の基本理念・大学の目的 3つのポリシー 教員紹介（看護学部） 教員紹介（診療放射線学部） 大学案内 入学者選抜方法の概要 学部-卒業生の活躍、国家試験の状況、就職・進学状況（看護） 学部-卒業生の活躍、国家試験の状況、就職・進学状況（診療放射線学部） 大学院 Web シラバス 履修ガイド（学部） 履修ガイド（大学院） キャンパスガイド 施設利用について 入学科・授業料について 学生便覧（大学） 奨学金について 学生支援 自己点検・評価 認証評価結果 大学の倫理的指針 大学案内（デジタルパンフ） 大学院案内（デジタルパンフ） 学生募集要項 大学院学生募集要項 群馬県公立大学法人 Web ページ 目標・計画・業務実績</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 内部質保証システムの体制 関係法令:①④

本学の建学の基本理念に基づく設置の目的を達成するため、全学的な「大学の基本方針」を策定し、その第1項目に「内部質保証に関する基本方針」を定め、この方針に基づき恒常的・継続的に教育研究活動の状況を把握し、さらなる改善・向上に取り組むべく内部質保証システムを構築している。

本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究審議会によって審議され、大学運営に係る各種必要事項は、大学運営会議によって審議される。また、全学に関わる事項を調査、審議するための委員会として、内部質保証委員会をはじめ、教務学生委員会、入試広報委員会、学術国際委員会、倫理委員会等の全学委員会を設置している。

本学の教育研究に係る内部質保証の責任組織は内部質保証委員会である。各学部・研究科、各委員会等の組織は、内部質保証委員会の指示を受け、教育研究活動の実施、改善・向上に取り組む。これらの活動状況は毎年度内部質保証委員会で点検・評価され、改善が必要と認められた場合、教育研究審議会での審議を経て、各組織に指示する。

①毎年度の自己点検・評価

・全学レベルの自己点検・評価活動

内部質保証委員会は、各学部・研究科、委員会等におけるPDCA サイクルを適切かつ有効に機能させ、大学教育の質の保証及び向上を恒常的・継続的に推進する。内部質保証委員会は、各全学委員会の自己点検・評価の結果を受け、全学レベルでの自己点検・評価を行う。その結果を自己点検・評価報告書にまとめ、教育研究審議会の審議を経て学内外に公表する。なお、令和5年度の自己点検・評価報告書は、他大学の学長、教学専門家など3名の外部評価委員による評価を受けた。

・組織レベルの自己点検・評価活動

教務学生委員会を始めとする全学委員会は、内部質保証委員会の指示を受け、年度終了後に「委員会活動の事業計画・執行・評価シート」を作成する。シートには、当該年度の執行状況・評価と、次年度の目標・事業計画・課題を記している。大学設立当初からこの点検・評価活動を継続しており、組織・委員会レベルでPDCA サイクルを機能させることで、教育・研究の質の改善を図っている。学部・研究科教授会は、その下に学部委員会・研究科専門委員会を置くことから、全学委員会の活動内容を受け、学部・研究科に分かれて改善を行っている。

・個人(教員)レベルの自己点検・評価活動

授業科目ごとに、学生による授業評価アンケート調査及びこれを受けた教員による授業評価報告を継続して行い、その内容を基に授業改善を図っている。さらに内部質保証委員会の

下部組織であるFD部会がこれらを「授業評価結果報告書」としてまとめ、全教員にフィードバックしている。講師以下の教員に関して任期制を採用し、職位ごとに定めた期間内に業績審査を行い、再任の可否を決定する。また、全教員を対象に業績評価による人事評価制度を導入している。

②学校教育法第109条に基づく認証評価の受審

機関別認証評価の受審については、様式の記載及び根拠資料の提出を各委員会等の組織に指示し、その内容を内部質保証委員会で精査し受審機関に提出している。実地調査にあたっては、学長はじめ各組織の長が対応にあたる。

2 研修・教職協働 関係法令:⑤⑥

①FD研修会

内部質保証委員会に設置するFD部会が年2回の研修会を企画・実施・評価している。2024年度は、「認証評価の理念と大学教育の質保証」及び「大学における障がいのある学生への就学支援の基礎知識～合理的配慮とは～」と題し、オンラインにて実施した。当日参加できなかった教職員のため、後日オンデマンド配信を行い、参加率は100%を達成した。研修テーマは、教育の質向上を中心に、教員アンケートや各種トピックをFD部会で検討し、選定している。なお、指導補助者(TA)に対する研修は、毎年、大学院入学式後、TA希望者に対して実施している。研修会の修了がTA採用条件となっている。

②SD研修会

職員の能力と専門性の向上を図るため、県内国公立5大学が協働して毎年SD研修会を開催している。2024年度は幹事校である群馬大学が「『壁』を超える大学運営のための広報実践とは」をテーマとして開催した研修会に、本学教職員もオンラインで参加した。このほか、各種研修の案内があった場合は教職員に参加を呼び掛ける等、職員・教員の意欲及び資質の向上を図っている。

3 学修成果の適切な把握及び評価に関する取組 関係法令:⑦

2019年の策定以降、カリキュラム改正等にあわせカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの改定を行い、各授業科目の成績と対応するディプロマ・ポリシー(DP)との関係性を都度明示した。また、アセスメント・ポリシーを策定し、採用された評価指標とDPとの対応関係を可視化した。さらに学生が自らDPの達成度を客観的・総合的に評価できる「修学ポートフォリオ」のシステム設計を行った。2023年度からは修学ポートフォリオの運用を開始し、卒業時のDP到達度及び学生の自己評価を学生本人が把握できるようフィードバックし、自ら次なる課題を見出せるように継続的に働きかける取り組みを行っている。

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	大学全体の活動が年々高まっており、委員会及び学部・研究科といった組織レベル、個人レベルがかみ合い、全学的な内部質保証システムが有効に機能している。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>大学学則 第3条（自己評価等）</p> <p>大学院学則 第3条（自己評価等）</p> <p>内部質保証規程 群馬県公立大学法人定款 第23条（設置及び構成）</p> <p>教育研究審議会運営規程 運営会議運営規程 委員会規程 教授会運営規程 本学 Web ページ 大学の基本方針（内部質保証に関する基本方針） 自己点検・評価 認証評価結果 改善報告書</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当なし)
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当なし)
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>内部質保証規程 令和元年度～令和6年度委員会活動の事業計画・執行・評価シート</p>
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>群馬県公立大学法人職員就業規則 群馬県公立大学法人非常勤職員就業規則</p>
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>(⑤に同じ)</p> <p>大学院学則 第29条（組織的な研修等）</p>
	関係事項	
⑦	<p>学修成果 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。</p>	<p>大学学則 第31条（単位の授与及び学修の評価）、大学院学則 第28条（単位の授与及び学修の評価） 群馬県立県民健康科学大学授業科目、履修方法及び学修の評価に関する規程 群馬県立県民健康科学大学大学院履修方法及び学修の評価に関する規程 本学 Web ページ 履修ガイド（大学）、履修ガイド（大学院）、アセスメント・ポリシー DP 達成度集計 基準 2-3）FD 活動（学生による授業評価を起点とするPDCAサイクル）の実施 【学修成果】の関連資料に同じ</p>
⑧	<p>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	(該当なし)

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 財務の状況 関係法令:①②

2023 年度において、本学の教育研究条の目的を達成するために必要な予算の主な財源は、設置団体である群馬県からの運営費交付金が約 70%、学生からの授業料等学納金が約 25%であり、運営費交付金の占める割合が高い。

直近3年間の決算状況では、各年度とも経常収益が経常費用を上回っている。また、本学の負債については、2023 年度決算では 約 144 百万円となったが、その内未払金が約 90 百万円である。未払金の多くは年度を跨ぐ支払であり、新年度にはすぐに解消されるものである。また残りもリース関係債務が約 30 百万円、科研費等預り金が約9百万円となっており、銀行等からの負債はなく、財務基盤は健全と言える。

固定資産のうち、不動産は大学運営に必要な土地を保有している。建物は 2018 年の法人化以降、群馬県から借り受けていたが、2024 年度に群馬県から出資され、当法人の名義になった。名義変更に伴い、建物の維持・修繕工事は大学で発注することになり、群馬県から施設整備費補助金の交付を受けて実施している。動産は、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するため、教育・研究用の工具器具備品、図書等を保有している。

本学では、教育研究活動を安定して遂行するため、科研費などの競争的外部研究資金の獲得に取り組むことで必要な財源確保に努め、安定した財務基盤を確立しており、引き続き自主財源の確保に取り組んでいく必要がある。

表 大学の過去3年間の決算状況の推移 単位：百万円

区分		2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	運営費交付金	788	858	859
	授業料、入学料、入学検定料	297	299	302
	受託事業、共同事業、寄附金	10	14	28
	補助金	38	48	31
	その他	17	22	9
計		1,150	1,241	1,229
区分		2021年度	2022年度	2023年度
経常費用	教育経費	138	150	142
	研究経費	46	49	50
	教育研究支援経費	36	43	41
	人件費	843	909	903
	一般管理費	61	65	67
	その他	8	9	13
計		1,132	1,225	1,216
経常収益と経常費用の差額		18	16	13

2 教育研究環境の整備 関係法令:①②

①教育研究に関する環境整備

教育研究に必要な消耗品や備品は各学部総務委員会で教員からの要望を検討の上、予算の範囲内で計画的に執行している。研究活動の基盤となる教員研究費についても、総務委員会で学部内の配分を決定し、適正な執行に努めている。

特に、緊急性や必要性の高い備品・設備の導入、更新については学長・事務局を交えて検討し、既存予算のほか、群馬県への特殊要因要求(運営費交付金)、法人の目的積立金活用により予算を確保し、更新等を行っている。2024 年度は西棟多目的ホールのプロジェクター及び音響機器を更新した。診療放射線学部の MRI や X 線 CT 装置等の高額な設備は、教育研究上の必要性を踏まえて計画的に整備を進めている。

また、科研費の採択率向上のため、科研費獲得に精通した学外の教員や科研費の採択実績のある学内の教員を講師として、大学全体の研究方針に関する事項を審議する全学委員会の学術国際委員会研究部会が主体となり、申請時のポイントなどを説明するセミナー(研究セミナー)を開催している。

さらに、外部業者に科研費申請書の添削を委託し、申請書作成に当たって専門的見地からの助言を受けている。そのほか、競争的外部資金の公募情報について継続的に情報収集し、随時全教員あて周知を行っている。

②校舎等の環境整備

建物・設備の老朽化状況や点検結果での指摘のほか、教職員や学生からの要望を踏まえ、必要性や緊急性の高いものから整備を行っている。一年度での対応が難しいものは、複数年をかけて段階的に整備を進めている。2023 年度は、学生駐車場の拡張工事、センターホールラウンジのテーブル・椅子を更新し、2024 年度は北棟構内照明の LED 化工事、南棟多目的トイレの改修工事を行うなど、学内の環境改善への取り組みを実施した。また、経年劣化による不具合が発生した講義室及び研究室等の空調設備更新工事、汚損が見られたブラインドの更新などを行い、教育環境整備を実施した。

[監査体制]

業務の適正かつ効率的な運営の確保のため、毎年度、法人の内部監査及び監事2名(弁護士及び公認会計士)による監事監査と、隔年で群馬県監査委員による財政援助団体等監査を受けている。また、学内においても公的研究費の執行等に関する内部監査を実施している。

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規定に適合していると判断する。
優れた点	財務基盤は健全である。
改善を要する点	競争的外部研究資金の獲得及び寄付金などの自主財源の一層の確保・充実が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	大学設置基準 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	群馬県公立大学法人 Web ページ 目標・計画・業務実績
②	大学院設置基準 第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(①に同じ)

又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 ICT環境の整備 関係法令:①

ネットワークや情報通信技術(ICT)等に関する機器・備品の整備は、教育研究環境等整備に関する基本方針に基づき計画的に実施し、学生が自由に利用できるコンピュータを 92 台(図書館:6台、マルチメディア教室1:40 台、マルチメディア教室2:46 台)配備している。

学内情報ネットワークでは、DHCP ネットワーク接続により利便性を向上させ、論理ネットワーク構成によるアクセス制御機能(VLAN)等により安全性を担保している。また、学内の広いエリアに無線 LAN 基地局を設置し、学生が所有する情報通信端末をネットワークに接続できる環境を提供している。学外へのインターネット接続は、国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワーク(SINET)を利用している。学内における情報サービスにおいては、全ての学生及び教職員に対して Microsoft365 を利用するための ID(メールアドレス)を発行し、学外のクラウドシステムの利用や電子メール送受信が可能である。大学ウェブサイトの管理にはコンテンツ管理システムを導入し、掲載情報を効率的かつ迅速に更新している。

専門性の高い情報サービスの維持管理は、学術国際委員会情報部会の教職員が担当し、不具合発生時は1次対応を行い、そこで解決できない高度な案件は外部業者に対応を委託し迅速な復旧を行っている。学内サーバ及びウェブサイト・コンテンツ管理システムは、委託業者による定期的なソフトウェアバージョンアップを実施することにより十分なセキュリティ対策を行っている。また、ウイルス対策管理サーバシステムを導入し、学内のコンピュータ端末に対する一定レベル以上のセキュリティ対策を安定的に実現している。

表1 情報サービス一覧

サービス/製品名	提供会社	分類	用途
学修支援システム/manaba	朝日ネット社	クラウドサービス	学修履歴管理システム ・小テスト ・レポート提出 ・学修履歴の蓄積 ・国家試験対策 ・アンケート等
メール、ファイル共有、遠隔授業・会議等/Microsoft365	Microsoft 社	クラウドサービス	・学内 Eメールの利用・Office ソフトの利用・ファイル共有・スケジュール等
アンチウイルス	ESET 社	クラウドサービス	ウイルス対策ソフト
履修管理、成績登録、学籍管理等/学務システム	電翔社	サーバ、ソフトウェア	入試管理、学籍管理・学生管理、履修成績管理、Web 履修申請、Web 成績登録、Web シラバス、修学ポートフォリオ(学修成果の可視化等)

2 継続的な研究成果の創出のための環境整備 関係法令:②

教員の研究意欲を喚起するとともに、外部資金獲得への積極的な挑戦を促している。

教員研究費のうち 8,000 千円程度を共同・若手研究費(学長裁量の学内競争的資金)として確保するとともに、海外出張助成として 1,400 千円を確保し、海外学会への参加等の促進へつなげている。

研究活動の基盤を維持し、継続的に研究成果を創出するためには外部資金の獲得が鍵となる。科研費獲得へ向けた教員の意欲醸成及び採択率向上を目的とした研究セミナーを年に数回開催しているほか、2022 年度から外部業者による科研費申請書の添削システムを導入した。

また、不正行為等により研究環境の基盤が損なわれることのないよう、研究倫理を遵守するための必要な措置として、「教育研究等環境整備に関する基本方針」に基づき、研究倫理を遵守するための規程等を整備し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等、必要な措置を講じている。

このほか、2024 年度は民間企業からの受託研究として2件 4,130 千円、寄附金として2件 16,100 千円を受け入れた。

一方、研究を効率的かつ効果的に進めるためには、学術情報サービスの充実が必要不可欠であることから、本学附属図書館では、随時、教育研究に必要な図書、雑誌、電子ジャーナルの選定と購入を行い、これらの図書資料を系統的に整理しているほか、学生や教員からの図書購入希望は随時受け付け、蔵書の充実に努めている。

本学の図書受入数と蔵書数の推移は表2のとおりである。限られた予算の中、図書受入数を 1,100 冊程度維持し、質の高い図書を選定し、購入している。

表2 図書受入数の推移と蔵書数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間受入冊数(和書)	1,245	1,172	1,031	1,113	937
年間受入冊数(洋書)	6	10	3	8	2
蔵書 ※年度末時点	72,253	73,435	72,404	72,773	73,127

なお、大学図書館は、電子書籍や電子ジャーナル等の電子リソースの充実に努め、利用者の学修及び研究を支援する環境を整備しており、主な電子ジャーナルの利用件数は、表3のとおり近年同水準を維持している。

表3 電子ジャーナル利用件数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
メディカルオンライン	9,112	9,081	9,082	8,452	8,123
CINAHL with Full Text	2,678	3,373	1,479	1,563	2,254

※利用件数の多い電子ジャーナルについての利用件数を示す

自己評価結果	自己点検・評価の内容を踏まえ、本項目が関係法令等の規程に適合していると判断する。
優れた点	ICT 環境が整備されており、セキュリティにも十分な配慮がされている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	群馬県公立大学法人情報セキュリティポリシー
②	継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	共同・若手研究費に関する要綱 海外出張助成に関する要綱 科学研究費助成事業事務取扱要綱 附属図書館利用規程 公的研究費の適正な取扱いに関する規程 本学 Web ページ 大学の基本方針 (教育研究等環境整備に関する基本方針) 本学教員の研究成果 本学教員の競争的資金獲得状況 公正な研究活動の推進と公的研究費の適正管理 受託研究・共同研究・奨学寄附金 附属図書館 電子リソース

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1. 自己分析活動の方針及び体制</p> <p>本学の建学の基本理念に基づく設置の目的を達成するため、2017年度に「内部質保証に関する基本方針」を定めた。恒常的・継続的に教育研究活動の状況を把握し、さらに改善・向上に取り組むべく、開学以来の自己評価委員会を発展的に解消し、2020年度に内部質保証委員会を設置した。構成メンバーは、両学部長兼研究科長（看護学、診療放射線学）、附属図書館長、地域連携センター長、全学委員長（教務学生、入試広報、学術国際、倫理）、事務局長、事務局次長であった。2022年度からは学長を委員長に据え、学長のリーダーシップの下、教職協働による内部質保証システムを機能させている。本学の教育研究に係る内部質保証の推進に責任を負う組織は内部質保証委員会であり、内部質保証のための活動を「全学レベル」、各学部・研究科、各委員会等の「組織レベル」、そして教職員の「個人レベル」に体系的に整理し、PDCAサイクルを円滑かつ効果的に回すことを意識している。2023年度には、内部質保証委員会の下部組織として、FD部会、IR部会、教学マネジメント部会を設置した。</p> <p>2. 分析活動として取り上げた5つの取組み</p> <p>本学が教育研究の水準の向上に資するために実施している内部質保証の取組みのうち、特に重要と考える活動を5つ取り上げた。</p> <p>(1) FD活動（学生による授業評価を起点とするPDCAサイクル）の実施【学修成果】</p> <p>本学では、教育の質の向上を図るため、FD部会が中心となり、学生による授業評価アンケート、FD研修会、指導補助者に対する研修等のFD活動を推進している。学生による授業評価を起点に各教員は次年度の計画をまとめた「教員による授業評価報告書」を作成し、FD部会はこれらを取りまとめ、PDCAが機能しているかを確認し、授業評価結果報告書を作成して公開する。またFD研修会を開催し、教員の資質及び教育の質向上に取り組んでいる。</p> <p>(2) 卒業生・上司アンケート等に基づく授業・教育課程</p>	<p>の改善【学修成果】</p> <p>各学部ともに開学後1期生が卒業した2009年から、卒業生や就職先上司に対して継続的・定期的に本学の教育内容や現在の職業にどれだけ役立っているか等に関するアンケート調査を実施している。結果は各学部教授会で報告され、教育課程改定時の参考として用いられている。実施は各学部の教務部会が担っており組織レベルでのPDCAサイクルが構築されている。</p> <p>(3) 高い国家試験合格を生み出す学修支援【学修成果】</p> <p>本学では、国家試験の100%合格を組織の1つの数値目標としている。看護学部では学生部会キャリア形成支援室に配置した国家試験対策担当が、診療放射線学部では国家試験対策委員会が、模擬試験や対策講座等の企画・運営を行い、学修が停滞する学生に対しては個別支援を行う。国家試験100%合格を達成するには生活面やメンタル面のサポートも必須であり、各学部の国家試験対策担当は学部の教務部会、学生部会、事務局学生図書係と連携して総合的な国家試験対策サポートを展開し、これらの支援により、学生の学修意欲を向上させ、高い合格率を実現している。</p> <p>(4) 学部及び研究科の入学定員適正化プロセス</p> <p>各学部・研究科の入試広報部会・研究科入試広報委員会による入試データ分析、内部質保証委員会FD部会による「学生による授業評価アンケート」結果を踏まえ、入学定員等の適正化を図っている。学部については入試倍率等から現在の入学定員が適正であることが示されており、開学以来入学定員の変更は無いが、大学院については入試分析と市場調査に基づき入学定員を適正化した。</p> <p>(5) 研究活動の充実及び外部資金獲得へ向けた支援体制【研究環境整備】</p> <p>研究活動の充実を図るため、大学運営会議が学内の競争的研究費及び海外出張助成費の予算を確保し、種々の外部資金獲得へ向けた支援体制を整備している。学術国際委員会研究部会は、科研費獲得に向けた研究セミナーや共同・若手研究発表会を企画し、研究の活性化を図っている。</p>
---	---

2) 自己分析活動の取組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	FD活動（学生による授業評価を起点とするPDCAサイクル）の実施【学修成果】	37
2	卒業生・上司アンケート等に基づく授業・教育課程の改善【学修成果】	38
3	高い国家試験合格を生み出す学修支援【学修成果】	39
4	学部及び研究科の入学定員適正化プロセス	40
5	研究活動の充実及び外部資金獲得へ向けた支援体制【研究環境整備】	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	FD活動（学生による授業評価を起点とするPDCAサイクル）の実施【学修成果】																								
分析の背景	<p>本学では、大学教育の進展に不可欠な教育の質向上を図るため、内部質保証委員会の下部組織としてFD部会を設置している。FD部会を中心に、2010年度より授業改善を目的とした学生による「授業評価アンケート」を実施している。教員は、アンケート結果を踏まえ「教員による授業評価報告書」を作成する。FD部会は、両者をまとめ「授業評価結果報告書」を作成し、教員にフィードバックしている。また、FD部会は、FD研修会、指導補助者に対する研修等も担当し、教育の質向上に取り組んでいる。</p>																								
分析の内容	<p>内部質保証委員会の下部組織であるFD部会（両学部・両研究科教授で構成）は、FD活動を組織的かつ多面的に推進することで、主として教員の教育に関する資質の向上と教員組織の改善を図っている。</p> <p>1. 授業改善のための学生によるアンケートの実施と教員による評価</p> <p>学修支援システム（manaba）の匿名アンケート機能を用いて、①学生による「授業評価アンケート」を実施している。2023年度の平均回答率は54.3%であり、2024年度前期は56.1%であった。2023年度は、近年その重要性が増している学生の主体的な学修意欲・態度について、より正確に把握できるようアンケート項目及び表現を検討・修正した。さらに、「授業評価アンケート」の結果を踏まえて、授業担当教員は、②「教員による授業評価報告書」を提出する。この報告書では、アンケートに基づき自身の授業に対する評価と今後の改善点を記載する。各年度及び経年変化の分析はIR部会が行っている。FD部会では、IR部会の分析結果及び上記①②の内容を詳細に検討し、一連の結果をまとめ、必要な改善策や課題事項も含めて「授業評価結果報告書」を毎年度作成している。報告書は内部質保証委員会にて審議され、教育研究審議会での承認後、拡大教授会で全教員に報告される。併せて大学ウェブサイト上に公開し、周知している。このシステムにより、教育に必要な情報や分析結果を各教員にフィードバックでき、授業改善に向けた組織的な取り組みが可能になっている。さらに、FD部会は、これらの活動を通して授業に関するPDCAサイクルが機能しているかを点検・評価している。</p> <p>表 授業評価アンケート結果(全科目平均、値は5段階評価の平均値)</p> <table border="1" data-bbox="384 1115 1209 1373"> <thead> <tr> <th>項目(抜粋) / 年度・学期</th> <th>2023 年前期</th> <th>2023 年後期</th> <th>2024 年前期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業目標の目的や目標を参考に講義を受けたか</td> <td>4.14</td> <td>4.28</td> <td>4.19</td> </tr> <tr> <td>講義に対して週平均どのくらい自己学修をしたか</td> <td>2.83</td> <td>3.23</td> <td>2.93</td> </tr> <tr> <td>講義の内容を理解し授業の目標を達成できたか</td> <td>3.76</td> <td>3.94</td> <td>3.78</td> </tr> <tr> <td>講義にあたり自己学修を促す工夫がされていたか</td> <td>4.17</td> <td>4.23</td> <td>4.17</td> </tr> <tr> <td>総合的に見てこの講義は満足したか</td> <td>4.24</td> <td>4.34</td> <td>4.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>大学院については各授業の履修者数が数名であり、匿名性の問題から学部と同様の扱いは困難であったが、看護学研究科では、2022年度から博士前期課程・後期課程において学生による「授業評価アンケート」を実施している。博士前期課程では「授業評価スケール—修士課程用—」及び自由記述による評価、博士後期課程では自由記述による評価を行った。診療放射線学研究科では、2024年度から自由記述による評価を導入した。授業担当教員は「授業評価報告書」を提出し、授業の改善に取り組んでいる。また、FD部会では、「成績評価ガイドライン」の実質化を図る目的で、成績評価の公平性を教員ごとのGPA平均値のバラツキを用いて評価している。各授業科目の成績評価を、担当した教員ごとにまとめて平均値を求め、他教員の平均値と比較できるよう成績分布グラフを作成し、フィードバックしている。</p>	項目(抜粋) / 年度・学期	2023 年前期	2023 年後期	2024 年前期	授業目標の目的や目標を参考に講義を受けたか	4.14	4.28	4.19	講義に対して週平均どのくらい自己学修をしたか	2.83	3.23	2.93	講義の内容を理解し授業の目標を達成できたか	3.76	3.94	3.78	講義にあたり自己学修を促す工夫がされていたか	4.17	4.23	4.17	総合的に見てこの講義は満足したか	4.24	4.34	4.24
項目(抜粋) / 年度・学期	2023 年前期	2023 年後期	2024 年前期																						
授業目標の目的や目標を参考に講義を受けたか	4.14	4.28	4.19																						
講義に対して週平均どのくらい自己学修をしたか	2.83	3.23	2.93																						
講義の内容を理解し授業の目標を達成できたか	3.76	3.94	3.78																						
講義にあたり自己学修を促す工夫がされていたか	4.17	4.23	4.17																						
総合的に見てこの講義は満足したか	4.24	4.34	4.24																						
自己評価	<p>教員はアンケート結果を踏まえ、授業内容を工夫し、個人レベルで課題に対して継続的に改善を図っている。また、アンケートの各評価項目の数値は高い値を示しており、学生の授業満足度は概ね良好に保たれている。自己学修については、シラバス記載の事前・事後学修をオリエンテーション時と各授業内で学生に周知している。回収率の向上については、最終講義日の回答時間の確保、アンケート期間の延長、学生への周知の徹底を継続する。また、FD研修会等の受講を通して、教育の質向上に対する教職員の意識の高さも維持できており、FD部会を中心とした各種取組みは効果的に機能していると言える。</p>																								
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部質保証規程 ・ 令和元年度～令和5年度授業評価結果報告書 ・ 「成績評価ガイドライン」 ・ 内部質保証委員会 IR 部会 運営要綱 ・ 内部質保証委員会活動の事業計画・執行・評価シート ・ FD研修会実績 																								

タイトル (No. 2)	卒業生・上司アンケート等に基づく授業・教育課程の改善【学修成果】
分析の背景	ディプロマ・ポリシー(DP)に示した学生の「学修成果の目標」の到達度を適切に把握し評価する目的で、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）に則り、卒業生や就職先上司に対して継続的・定期的にアンケートを実施している。その結果等に基づき DP に明示した学生の「学修成果の目標」の到達度を点検し、教育課程・授業方法・成績評価方法の改善・向上に役立てている。
分析の内容	<p>1.<卒業予定者>アンケートに基づく授業・教育課程の改善</p> <p>両学部では開学4年後の2009年以降、年に1回卒業予定者を対象とした調査を実施している。両学部ともに、教務部会が作成した調査結果を拡大教授会に報告し、教員全員で共有し、教育課程の改善に役立てている。具体的には、看護学部の2023年度の卒業予定者が、教育内容26項目中23項目を、「身につけたい」よりも「身についた」と評価し、その一方、〈薬理作用の知識〉、〈解剖生理の知識〉、〈リーダーシップ〉を「身についた」よりも「身につけたかった」と評価した。この結果を拡大教授会で共有するとともに、各教員がこれらの教育内容に関わる自身の授業を自己評価し、2024年度、これらの知識・態度の修得を強化できるような授業改善に積極的に努めた。</p> <p>2.<卒業生・上司>アンケートに基づく授業・教育課程の改善</p> <p>看護学部では開学以降、4年に1回、卒業生・上司を対象とした調査を実施している。調査間隔については、看護学部卒業生の約6割が毎年、県内の同様の保健医療福祉施設に就職しており年1回調査することによって生じる上司の負担を考慮した。診療放射線学部では開学以降、毎年卒業生・上司を対象とした調査を実施している。両学部とも教務部会が作成した調査結果を拡大教授会で全教員が共有し、教育課程の改善に役立てている。診療放射線学部卒業生の上司は、卒業生を「チームの一員として仕事を遂行する能力」などが優れていると評価する一方、「患者状況の的確な把握」は低い評価であった。2023年度カリキュラム改定では「臨床実習概論（実践演習）」に〈患者アセスメント〉の項目を加えるなど、カリキュラム編成や教育内容の見直しの資料として活用している。なお、看護学部では、2024年度が卒業生・上司対象の調査年度であったため、現在、結果を分析中である。</p> <p>3.<研究科生修了生>アンケートに基づく授業・教育課程の改善</p> <p>卒業教育に関する評価とそれに基づく教育の改善に向け、修了生を対象とした調査を2010年度から実施している。その結果、「計画的に研究、論文作成を進めることができた」、「研究者としての考え方やあるべき姿勢を学ぶことができた」などの回答が得られた。これらアンケート結果及び目標到達度の評価結果から、提供している教育内容・方法の適切性が示唆された。両研究科ともに、教務学生委員会が作成した調査結果を拡大研究科教授会に報告し、周知を図った。</p> <p>4.入学時のPROGテストの結果に基づく授業・教育課程の改善</p> <p>両学部ともに、入学時にPROGテストを実施し、入学時点での各学生の認知能力（リテラシー）及び非認知能力（コンピテンシー）を評価している。その結果及び参考資料等を学生にフィードバックし、その後の大学生活の送り方に役立てられるようにしている。</p> <p>以上1.から4.を両学部教務部会、両研究科教務学生委員会が分析し、各教育課程の長所・改善点を確認するとともに、学士から博士課程に至るまでの教育課程の編成・実施方針の適切性、DPとの一貫性・整合性を確認している。また、入試広報委員会が、入試広報の評価と教育の質保証を目的に入学生アンケートを実施し、現行の入試制度が効果的に機能していることを確認している。</p>
自己評価	各学部のDPに明示した学生の「学修成果の目標」の到達度を〈卒業予定者〉のみでなく〈卒業生・上司〉等の第三者の視点も含めて多面的・総合的に分析し、教育課程の適切性を継続的に点検・評価している。これは、両学部教務部会、両研究科教務学生委員会、入試広報委員会による組織レベルでの取り組みにより成立している。また、個人レベルでは、内部質保証委員会FD部会が実施している「学生による授業評価」により、各教員が担当する授業の自己評価を通して、授業改善に向けた検討を継続している。これらは本学の内部質保証システムが、組織・個人レベルにおいて効果的に働いていることを表している。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度本学の教育に関する調査（看護学部）、令和6年度卒業予定者（第17期生）に対するアンケート調査抜粋 令和6年度本学の教育に関する調査（診療放射線学部）（卒業予定者・卒業生等） 令和6年度前期 Semester 診療放射線学研究科授業評価アンケート調査 ・入学生アンケート ・令和6年度看護学研究科修了生アンケート調査 ・教員による授業評価報告書

タイトル (No. 3)	高い国家試験合格を生み出す学修支援【学修成果】																																
分析の背景	<p>本学学士課程は、ディプロマ・ポリシー(DP)に示した能力の修得を目指すとともに、看護師、保健師、診療放射線技師の資格取得を前提とした教育課程を編成している。このため、国家試験の合格率は学修成果の重要な客観的指標の一つである。国家試験の合格は、保健医療専門職者としてのスタートラインに立つための必須条件であるため、本学は新卒者の国家試験 100%合格を組織の 1 つの数値目標に設定している。良好な ST 比を強みとしながらも、学生の国家試験準備状況及び合格率等の推移を踏まえ、学修支援体制の改善・最適化を行っている。</p>																																
分析の内容	<p>1. 国家試験の最新の出題傾向を反映した授業の工夫</p> <p>本学では、国家試験に関連する科目を担当する各教員が、最新の国家試験出題基準や出題傾向を踏まえた授業内容の更新や、学修支援システム manaba を利用して国家試験問題や類似問題をドリル形式で出題するなど、最新の出題傾向を反映した授業の展開と学修支援を行っている。</p> <p>2. 模擬試験や国試対策講座</p> <p>看護師・保健師国家試験については業者による模擬試験を利用し、診療放射線技師国家試験については学部教員等が作成した試験問題を利用して、それぞれ年数回の国試対策模擬試験を実施している。また、両学部において委員会または部会として組織された国家試験対策担当が協力を呼びかけ、教員有志による国試対策講座を開催している。両学部で 2016 年から 2018 年にかけて不合格者を多く出し、特に保健師国家試験において 2017 年と 2018 年に新卒者全国平均を下回ったことをきっかけに対策を強化した。看護学部では 2019 年から外部講師による対策講座も利用するなど、4 年生を中心とした重点的な国家試験対策を実施している。診療放射線学部では、開学以来、学部内の教員が協力して国家試験対策模擬試験を作成・実施していたが、長期休暇中には希望者に対して補習講義を実施するなどの対策・支援を強化した。</p> <p>3. 少人数グループによる学修支援</p> <p>両学部ともにグループ担任や 4 年次ゼミ担当教員が担当学生の模擬試験結果の概要を把握し、学修環境の整備や学修時間の確保に向けた助言を行っている。</p> <p>4. 早期からの学修動機付け支援</p> <p>看護学部では 3 年前期にキャリアガイダンスを開催し、夏休み中の就職活動とともに国家試験対策の開始を促し、夏休み明けの模擬試験を実施している。</p> <p>診療放射線学部では、全国平均合格率が 20-30%とされる第 1 種放射線取扱主任者試験について、3 年生から受験のチャレンジを促し、毎年十数名が合格するなど、良好な成績が確認されている。3 年生で当該試験を受験し、その後に臨床科目を学ぶことで、学修効果と学修意欲の向上につながり、全国平均を大きく上回る国家試験合格率にも貢献していると考えられる。</p> <div style="text-align: right;"> <p>表 過去6年の国家試験合格率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>6か年の 平均合格率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>100.0% (94.7%)</td> <td>100.0% (95.4%)</td> <td>100.0% (96.5%)</td> <td>100.0% (95.5%)</td> <td>96.3% (93.2%)</td> <td>100.0% (95.9%)</td> <td>99.4% (95.2%)</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td>100.0% (96.3%)</td> <td>100.0% (97.4%)</td> <td>100.0% (93.0%)</td> <td>100.0% (96.8%)</td> <td>100.0% (97.7%)</td> <td>100.0% (96.3%)</td> <td>100.0% (96.3%)</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>100.0% (92.2%)</td> <td>100.0% (83.0%)</td> <td>97.1% (93.6%)</td> <td>100.0% (94.1%)</td> <td>97.2% (79.5%)</td> <td>100.0% (92.2%)</td> <td>99.1% (89.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内は新卒者の全国平均合格率</p> </div>		2019	2020	2021	2022	2023	2024	6か年の 平均合格率	看護師	100.0% (94.7%)	100.0% (95.4%)	100.0% (96.5%)	100.0% (95.5%)	96.3% (93.2%)	100.0% (95.9%)	99.4% (95.2%)	保健師	100.0% (96.3%)	100.0% (97.4%)	100.0% (93.0%)	100.0% (96.8%)	100.0% (97.7%)	100.0% (96.3%)	100.0% (96.3%)	診療放射線技師	100.0% (92.2%)	100.0% (83.0%)	97.1% (93.6%)	100.0% (94.1%)	97.2% (79.5%)	100.0% (92.2%)	99.1% (89.1%)
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	6か年の 平均合格率																										
看護師	100.0% (94.7%)	100.0% (95.4%)	100.0% (96.5%)	100.0% (95.5%)	96.3% (93.2%)	100.0% (95.9%)	99.4% (95.2%)																										
保健師	100.0% (96.3%)	100.0% (97.4%)	100.0% (93.0%)	100.0% (96.8%)	100.0% (97.7%)	100.0% (96.3%)	100.0% (96.3%)																										
診療放射線技師	100.0% (92.2%)	100.0% (83.0%)	97.1% (93.6%)	100.0% (94.1%)	97.2% (79.5%)	100.0% (92.2%)	99.1% (89.1%)																										
自己評価	<p>本学は、令和以降の 6 年間 (2019-2024 年) で 4 回の新卒者全員合格を果たしている。それ以前の 6 年間 (2013-2018 年) と比較した場合、平均合格率は保健師で 6.5%、診療放射線技師で 4.4%、看護師で 1.4%上昇した。看護師国家試験については、2013-2018 年の平均合格率が 98%と高かったため、上昇率は小さくなったと考えられる。診療放射線技師国家試験では直近 6 年間の平均値が新卒者全国平均を 10%も上回るなど高い成果を挙げている。国家試験の 100%合格については、本学の中期目標にも明記し、達成すべき目標として各教職員が取り組んでいる。授業内容の質の高さや手厚い学修支援を背景に、上記取り組みを実施した結果、高い水準の合格率につながったと考えられる。これらの結果や分析は学部拡大教授会において報告され、全教員に周知される。また、教務学生委員会の自己点検・評価を通して内部質保証委員会・教育研究審議会に報告され、点検・評価を受ける。</p>																																
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験の状況 (看護学部)、国家試験の状況 (診療放射線学部) ・ 厚生労働省 国家試験合格発表 *各国家試験の「合格発表について」のリンクから表示されるページの URL に含まれる西暦を変更すると過去の全国合格率が参照できる 																																

タイトル (No. 4)	学部及び研究科の入学定員適正化プロセス
分析の背景	<p>本学は、少人数教育を特徴とした小規模大学である。教員が、学生の顔が見える教育を実施できる最大人数を入学定員に設定している。その設定値の適切性は内部質保証委員会に設置する FD 部会を中心に定期的実施する授業評価アンケート等の講義・演習及び実習・実験科目の満足度などによる評価を用いて確認している。また設定した定員に対する入学者数の管理は各学部入試広報部会、各研究科入試広報委員会などが行っている。その結果を定期的に教育研究審議会や内部質保証委員会に報告し、評価を受けている。これらの活動を通じて、学部及び研究科の入学定員適正化に取り組んでいる。</p>
分析の内容	<p>・定員数：学生定員に関する適正評価は、学生による「授業評価アンケート」による講義・演習及び実習・実験科目の満足度などの評価や自由記載及び受験志願者倍率等を総合的に判断している。</p> <p>1. 学士課程：入学定員は看護学部 80 名、診療放射線学部 35 名であり、大学開学以来、変更していない。入学定員に対する入学者数比率は過去 5 年間（2021～2025 年度）の平均で両学部とも 103%であり、入学定員割れは一度も生じていない。収容定員充足率は令和 5 年度において看護学部が 103%、診療放射線学部が 103%である。収容定員に対する在籍学生数は充足しており、適正に管理されていると言える。入学試験の志願倍率と実質倍率は過去 5 年間（2021～2025 年度）の全入試区分の平均で、看護学部が 2.3 倍と 2.2 倍、診療放射線学部が 3.4 倍と 3.1 倍であった。選抜性が機能しており、入学定員及び収容定員は適切に設定されている。また、数字の差が小さく、志望順位が高いことが分かる。</p> <p>2. 大学院博士課程：入学定員は、大学院開設時、看護学研究科が博士前期課程 8 名、博士後期課程 2 名、診療放射線学研究科が博士前期課程 3 名、博士後期課程 2 名であった。博士前期課程の入学試験倍率は、診療放射線学研究科において 2016～2018 年度の 3 年にわたって 2 倍以上に達したことから、当該課程において 2019 年度の医学物理コース設置に合わせて入学定員を 5 名に増員した。また、看護学研究科では 2019～2021 年度の志願倍率が連続して 1 を下回ったことから、2023 年度より入学定員を 8 名から 4 名に減員した。その結果、入学定員充足率は 2024 年度が 100%、2025 年度が 75%と改善した。大学院は入学定員が少ないため、研究科、学位課程、年度ごとに、入学定員に対する入学者数比率は大きく変動する。一次募集において定員に満たない場合もあるが、その際は二次募集を実施している。以上より、学士課程、博士前期・後期課程のいずれにおいても適切な定員を検討・設定して学生の受け入れを行っている。入学定員に対する入学者数比率は過去 5 年間（2021～2025 年度）の平均で看護学研究科が博士前期課程 60%（入学定員変更後の直近 3 年間の平均は 75%）、博士後期課程 120%、診療放射線学研究科が博士前期課程 116%、博士後期課程 120%であり概ね適正である。両研究科博士後期課程の入学生は概ね医療機関等に勤務する社会人である。本学では社会人学生の学修環境に配慮し、長期履修制度を採用しており、多くの学生が本制度を利用している。当該課程において収容定員に対する在籍学生数の過剰が見られるが、研究指導教員・研究指導補助教員の複数指導体制による研究指導は両研究科とも適切に行われており、授業評価アンケートにおいても指導不足等の在籍学生数超過による問題は発生していない。入学定員の管理は、まず、各学部、各研究科の入試広報部会、入試広報委員会で検討し、その結果を各学部、研究科の教授会、さらに内部質保証委員会、教育研究審議会に報告し、議論している。その過程で得られた指示内容及び意見を入試広報委員会にフィードバックし、改善が実現できるよう対応を行っている。このようなプロセスを踏むことで、学部及び研究科の入学定員に関して、関連委員会等がそれぞれの役割を適切に果たすことで PDCA サイクルが機能し、適正化が図られていると評価する。</p>
自己評価	<p>学生による授業評価アンケートにおいて、定員の過不足に関連した不満等は出ておらず、指導も適切に行われていることから、現在の設定定員数は適正であると考えられる。また、入学者数もほぼ定員通り、適正に維持されている。これは入試広報委員会による点検・改善活動及び教授会、内部質保証委員会、教育研究審議会の役割分担が機能しているためと考えられる。これらの分析から、学部及び研究科の入学定員適正化プロセスが PDCA サイクルに則り、問題なく実施できていると評価できる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部入試結果、大学院入試結果 ・ 令和元年度～令和 5 年度授業評価結果報告書 ・ 令和元年度～令和 6 年度委員会活動の事業計画・執行・評価シート ・ 入学者選抜実施規程・教育研究審議会議事録・内部質保証委員会議事録

タイトル (No. 5)	研究活動の充実及び外部資金獲得へ向けた支援体制【研究環境整備】																																												
分析の背景	<p>本学では教員の研究活動を充実させるため、学内の競争的研究費として、共同・若手研究費及び海外出張助成費の予算を確保し、研究活動の活性化、海外学会への参加促進を図っている。本学の中期計画では、研究の質の向上を目標に掲げている。その目標を達成するために、各学部の専門性に応じた独創的・先進的な研究及び地域・社会の課題解決に資する研究に対し、適切に研究費を配分するとともに、科研費等外部研究資金の恒常的な獲得に向けた支援体制の充実に取り組んでいる。</p>																																												
分析の内容	<p>1. 学内の競争的研究費</p> <p>研究水準の向上、研究活動の活性化のためには、競争的外部資金を獲得することが不可欠である。ただし、科研費は全て採択されるわけではないので、一定の条件を満たす本学教員等の共同又は単独の研究を対象に、教員からの申請を各学部に設置した共同・若手研究審査委員会の審査を経て、学長が本学独自の競争的研究費制度である共同・若手研究費の配分を決定し、大学運営会議で報告している。2024年度は16件を採択し、総額7,255千円を配分した。なお、毎年度末に学内で学術国際委員会研究部会主催の共同・若手研究発表会を開催している。</p> <p>また、教員の研究成果の発表や専門分野の知見を深めるため、教員が提出した出張希望を受け、学長が要綱に定める配分基準により配分額を決定し、大学運営会議で報告の上、海外出張に係る必要な経費の一部を助成している。2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により出張が取りやめとなったケースもあったが、2024年度は15件の総額1,400千円を助成した結果、海外出張件数はコロナ禍前と同程度の水準まで回復した。</p> <p>2. 外部資金獲得へ向けた支援体制と獲得状況</p> <p>代表的な競争的外部資金である科学研究費助成事業（科研費）の過去10年の採択状況を見ると、表に示すとおり、2017年度から2019年度までの3年間は、申請件数及び採択件数ともに増加した。採択件数が0件だった2020年度以降、採択率は徐々に上昇傾向にある。</p> <p>表 科学研究費助成事業の状況</p> <table border="1" data-bbox="391 1146 1417 1279"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>採択率</td> <td>36.8%</td> <td>30.8%</td> <td>14.3%</td> <td>27.3%</td> <td>37.5%</td> <td>0.0%</td> <td>6.3%</td> <td>20.8%</td> <td>11.1%</td> <td>28.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>科研費の採択率向上のため、他大学での対応状況も調査・検討の上、2022年度から外部業者に科研費申請書の添削を委託し、採択傾向を踏まえた申請書作成支援や研究デザインに関する助言を受けるとともに、申請書作成時に必要な情報やノウハウを示した動画の提供を開始した。また、主に研究活動の活性化を目的とした活動を担当する研究部会において、科研費獲得に精通した学外教員や過去に科研費の採択経験のある学内教員を講師として、科研費獲得のポイントをテーマに学内教員を対象とした研究セミナーを年に数回開催し、教員の科研費への応募意欲の喚起と科研費獲得の支援に取り組んでいる。併せて、各種外部資金の公募に関する情報を入手し、随時教員に外部資金獲得の機会を提供している。</p> <p>一方、科研費等競争的外部資金に応募し、不採択となった研究アイデアを企業が再評価することにより企業から研究活動に係る資金を獲得するといった仕組みについて、他大学での実績や研究部会での検討を踏まえ、2023年度に導入し、教員の外部資金獲得方法の選択肢を広げた。</p>	年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	申請件数	19	13	21	22	24	18	16	24	18	21	採択件数	7	4	3	6	9	0	1	5	2	6	採択率	36.8%	30.8%	14.3%	27.3%	37.5%	0.0%	6.3%	20.8%	11.1%	28.6%
年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024																																			
申請件数	19	13	21	22	24	18	16	24	18	21																																			
採択件数	7	4	3	6	9	0	1	5	2	6																																			
採択率	36.8%	30.8%	14.3%	27.3%	37.5%	0.0%	6.3%	20.8%	11.1%	28.6%																																			
自己評価	<p>共同・若手研究費の配分により教員の研究活動の幅が広がっている。また、学内発表会の実施により成果が共有され、研究活動の活性化が図られている。海外出張助成についても、教員の海外学会参加等の後押しになっており、研究分野に関する知見の充実等を促進している。</p> <p>科研費の申請件数の伸び悩みが認められるため、科研費申請未経験者の科研費応募への意識改革や申請件数の増加を促す取組を検討していきたい。</p>																																												
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> 共同・若手研究費に関する要綱 海外出張助成に関する要綱 科学研究費助成事業事務取扱要綱 本学 Web ページ：本学教員の研究の成果、本学教員の競争的資金獲得状況 																																												

Ⅲ「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>1. 本学の建学の理念に基づく教育研究の取組み</p> <p>本学の建学の基本理念に基づく教育研究上の目的は、「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。」である。この目的を達成するため、両学部、両研究科、そして地域連携・キャリア開発センターは、学士課程から社会人を対象としたリスキリング・リカレント教育まで、幅広く様々な教育活動を展開している。</p> <p>2. 特色ある教育研究として取り上げた5つの取組み</p> <p>本学の教育研究活動の取組みのうち、特に特色ある教育研究と考える活動を5つ取り上げた。</p> <p>(1) 質の高い臨地・臨床実習教育</p> <p>本学の学士課程では、専門的な知識・技術を身につけ、自立して判断し行動できる実践力を有した保健医療専門職を輩出することを目指して、臨地・臨床実習教育を重視している。両学部ともに、学士課程全期間にわたる臨地・臨床実習の年次配置を工夫し、専任教員が直接、臨地・臨床実習を指導する体制を整備することで質の高い臨地・臨床実習の成果が表れている。</p> <p>(2) 保健医療専門職共通専門科目によるチーム医療連携教育の推進</p> <p>看護学部と診療放射線学部の両学部共通の保健医療専門職共通科目を編成し、保健医療専門職として必要となる知識・技術・態度を修得している。2学部共通の必修科目「保健医療チーム連携論Ⅰ」では保健医療分野で多彩な実務経験を持つ教員がその経験を生かした講義を展開している。「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」では、両学部の4年次学生が合同で小グループに分かれて専任教員の直接指導の下、約1週間の臨地実習を行い保健医療チーム連携について学修している。</p> <p>(3) 多様な地域連携・キャリア開発への取組み</p> <p>地域連携セ・キャリア開発センターは、本学の知的財産・研究成果等を活用し、県民の健康維持・増進や医療・福祉</p>	<p>環境の向上を目指して平成24年に設置されて以降、規模が拡大し、令和6年度現在15事業に及ぶ多彩な地域連携事業に取り組んでいる。特に看護継続教育を目的とする「看護学教員養成課程」「看護師特定研修事業」、診療放射線技師を対象としたリカレント教育等、地域密着型の事業を展開している。これらの事業は変革する医療現場に対応できる高度な専門的知識・技術を有する地域の人材育成に貢献できている。</p> <p>(4) 学生の国際学会発表に対する支援</p> <p>本学では、学生の国際的な視野を広げ、かつ、本学における研究成果を国際社会に発信するため、学生支援の一環として学生の短期海外研修や国際学会参加・発表を積極的に支援している。これらは群馬県予算に加えて、寄付金を財源として行っており、コロナ禍において一時中断したものの、新型コロナウイルスの5類移行後、遅滞なく復活させた。これらの取組みは群馬県公立大学法人評価委員会からも高く評価されている。</p> <p>(5) 休学・退学を未然に防止する手厚い学生支援活動</p> <p>本学では、7～11名の学生に対して、カリキュラム・アドバイザー及びグループ担任として、それぞれ1～2名の専任教員を配置し、効果的で無理のない履修計画の検討、学修上の助言・指導、学生生活及び進路に関する助言や相談、健康問題・経済問題等の早期把握と支援を行っている。何らかの問題が発生した場合に早期に発見することができ、その後関係教職員が連携して相談や支援にあたることで休学や退学の防止を図っている。退学者については両学部ともにきわめて低く抑えられており、本取組みは有効に機能している。</p> <p>以上の特色ある取組み等により、群馬県立県民健康科学大学では、理念・目的に沿った教育研究及び地域貢献が確実に進められており、学部生の保健医療専門職としての成長、及び地域の看護職・診療放射線技師のレベルアップに貢献できている。今後も優れた保健医療専門職の養成を通じて地域医療に貢献できるよう取り組んでいきたい。</p>
--	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	質の高い臨地・臨床実習教育	45
2	保健医療専門職共通専門科目によるチーム医療連携教育の推進	46
3	多様な地域連携・キャリア開発への取組み	47
4	学生の国際学会発表に対する支援	48
5	休学・退学を未然に防止する手厚い学生支援活動	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	質の高い臨地・臨床実習教育
取組の概要	<p>建学の基本理念の下、学士課程では、専門的な知識・技術を身につけ、自立して判断し行動できる優れた保健医療専門職を輩出することを目的とし、開学した2005年から20年間一貫して、質の高い臨地・臨床実習の展開を重視し、多様な方法を駆使してその充実を図っている。</p>
取組の成果	<p>1. 段階的な学修進行を可能にする臨地・臨床実習の年次配置</p> <p>CP(教育課程編成・実施の方針)を踏まえ、両学部とも、参加観察を主とする導入実習から臨地・臨床実習(看護学部は1～4年次、診療放射線学部は1、3及び4年次)、両学部合同実習(両学部ともに4年次前期)と、十分な臨地・臨床実習の機会を設け、学生が単純から複雑へと段階的に学修を進められるよう、適切な時期に適切な実習を配置している。看護学部では、卒業生の特性「科学及び学術の価値を確信し、EBPに意義を見出す」の実現を目ざし、4年次に学生が科学的根拠に基づく実践(EBP)を計画、実践するという実習機会を設けている。</p> <p>2. 臨地・臨床実習に臨む学生の準備状態の保証</p> <p>2学部ともに、実習に先立ち、学生が健康上、及び学修上の準備状況を整えるよう要件を定めている。特に、学修上の準備状況を整えておくよう、履修要件となる科目を設定し、当該科目の単位を修得して必要な知識・技術を身につけたと確認できる学生のみが実習に進める体制をとっている。また、診療放射線学部では、4年次の臨床実習に先立ち3年次に「臨床実習概論(実践演習)」を開講し、学生が、患者アセスメントを含む患者対応、基本的な知識・技術を学修する機会を提供し、それらに関する実技試験を行い、学生の準備状態を整えている。また、学生が、実習中に目ざす目標を意識し実習に臨めるよう、実習ごとに設定した行動目標を実習要項に掲載し、オリエンテーションの際に学生へ周知している。</p> <p>3. 臨地・臨床実習指導のための指導体制の充実</p> <p>本学は、学生が、科学的根拠に裏打ちされた実践力を獲得できるよう、臨床経験豊富な専任教員を多数配置し、これらの教員が臨地・臨床実習の指導を直接担当する体制を整えている。また、実習中、学生への適切な助言を可能にするため、実習領域に精通し、学生の学内での学修状況を熟知した講師を中心に指導を担当している。さらに、きめ細かな指導を目ざし、本学の良好なST比を生かして、教員1名の担当学生は6名以内としている。加えて、各学部教務部会の下部組織として実習指導全教員から構成される実習運営部会を置き、定期的な会議開催を通し、実習計画や結果、今後の課題などを情報交換し、共通理解を図っている。また、両学部合同の実習に関しては、各学部の科目責任者を中心として全ての担当教員による会議を開催し、連携に向けて、実習目的の確認、実習フィールドの選定、実習班の編成等を検討している。さらに、最新の専門的知識や技術を熟知した実践者による実習指導も意図し、2024年度、看護学部111名、診療放射線学部4名に臨床教授等の称号を付与し、教員と指導者の連携体制を整えた。実習担当教員と実習施設の指導者は、毎回の実習に先立ち、実習目標・指導計画の共有などを綿密に打ち合わせ、実習展開に向けた事前準備を整えている。看護学部では、前橋赤十字病院を主要な実習受け入れ先として今後も継続的に確保できるよう、病院関係者との円滑な連携を意図し、当該病院で実施した各実習の結果、今後の課題、改善点などをまとめ、毎年度報告している。</p> <p>4. 質の高い臨地・臨床実習による成果</p> <p>2024年度、学生の臨地・臨床実習の平均GPAは、看護学部3.8、診療放射線学部3.9であり、他の科目よりも高い成績を修めている。また、学生の臨地・臨床実習に対する満足度は、平均4.39(5点満点)であった。さらに学生は実習科目の授業評価アンケート自由記述欄に「先生がしっかりサポートしてくれて、臨床での学びを深めることができた」、「診療放射線技師と看護師のチーム連携について詳しく知ることができた」などと回答しており、本学の臨地・臨床実習に対する学生からの満足度は極めて高い。</p>
自己評価	<p>本学の建学の理念、教育目標を熟知した専任教員が実習を担当する体制を整え、目標到達度の高い効果的な実習指導を展開できている。また、臨地・臨床実習中の学生の自己学修時間は2時間弱であり、他の形態の授業に比し高い結果が得られた。この体制が積極的な学修に影響したと評価する。</p>
関連資料	<p>Web シラバス(看護学概論、看護技術学各論V-1,2、生涯発達看護学各論I,II,III,IV,V-3、地域健康看護学各論V、看護学研究II(EBP)、診療放射線技術学導入実習、診療画像技術学実習、核医学検査技術学実習、放射線治療技術学実習、保健医療チーム連携論II)・看護学部実習運営部会規程、診療放射線学部実習運営部会規程、授業科目年次配置表・学生便覧(大学)(14～16頁(3)実習科目履修要件、127～128頁専任教員一覧)看護学部臨床教授等の称号付与に関する規程、診療放射線学部臨床教授の称号付与に関する規程</p>

タイトル (No. 2)	保健医療専門職共通専門科目によるチーム医療連携教育の推進
取組の概要	保健医療専門職として看護学部、診療放射線学部に通で必要となる知識・技術・態度を修得する目的で、2005年の開学時から保健医療専門職共通専門科目群をカリキュラムに配置している。各学部の専門性が身に付いた4年次に開講する「保健医療チーム連携論Ⅰ」及び「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」では、教員及び履修者の多様性を確保することで学生の医療職間の相互理解を進め視野を広げる工夫を行っている。また、演習、実習のグループ編成は両学部の学生を組み合わせ、少人数で行うことで学修効果を高めている。
取組の成果	保健医療系の2学部からなる特徴を活かし、保健医療専門職の特性獲得に向け職種に共通して必要となる知識、技術、態度を共有し、かつ各学部の専門性・独自性に基づき展開できるカリキュラムを編成している。前者の目的を達成するため開設された保健医療専門職共通専門科目では看護師、保健師、診療放射線技師、医学物理士、臨床検査技師、薬剤師、医師など保健医療分野で実務経験を持つ教員が多彩な経歴を生かした講義内容を展開している。保健医療チーム連携論Ⅰ・Ⅱ（実習）の担当教員は両学部の科目運営責任者の教授が両学部所属の臨床における実務経験を持つ教授、准教授、講師、助教・助手から選出している。また、少人数グループで学修を進める機会を多く設定することで学修効果を高めかつ、人間関係形成力の育成を行っており、学生の授業に対する満足度も例年高い評価を得ている。 <p>○保健医療チーム連携論Ⅰ</p> 講義と演習から構成され講義の前半は多彩な実務経験を有する専任教員が連携事例を紹介し、後半は演習として看護学部、診療放射線学部の学生を組み合わせ編成したグループによる文献検索を中心とした情報収集と検討のグループワークを行い、学生はチーム連携に対する理解を深めている。異なる背景を持つ学生同士が、それぞれの学部教育で受けてきた知見に基づき議論を行うことで、互いの専門性を尊重しつつ職種間の共通する認識や異なる視点を明確にでき、相互理解を深めることが可能となる。 <p>○保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）</p> 保健医療チームを構成する多様な職種が連携し機能を発揮する意義と方法を学修する目的で、参加観察実習を行っている。実習施設は担当教員の経験を基に教員自身が適切な施設を選定し、かつ実習内容等についてコーディネートもしている。実習施設は医療施設にとどまらず保健施設、福祉施設、行政など多彩なフィールドを包含している。学生は提示された実習フィールドから自身の興味・関心に基づいて実習フィールドを選択している。また、班編成については可能な限り看護学部、診療放射線学部の学生を組み合わせ、相互理解が進むように配慮するとともに、教員及び履修者の多様性を確保することで学生の視野を広げる工夫を行っている。実習では担当教員の指導だけでなく、実習施設の担当者から連携についての考えや実例を聞く機会を設け、多様な見識に触れ視野を広げる工夫を行っている。実習の最終日に、実習内容を班ごとにまとめた成果を他の学生に発表する機会も設けている。成績評価については目標の達成度等で担当教員が評価を行い、科目責任者が最終評価を決定する。成績評価の疑義等があった場合は、科目責任者が担当教員に聴取を行って評価の妥当性を確認している。 <p>保健医療チーム連携論Ⅰは、前年度の1月に各学部から科目担当責任者を選出の上、科目運営に関する打ち合わせを実施し、授業運営計画を策定している。その後担当教員へ授業運営計画を周知している。</p> <p>保健医療チーム連携論Ⅱは、当該年度の5月に各学部から科目担当責任者を選出の上、責任者を中心として担当教員全員が出席する科目担当者打合せ会議を開催し、実習の目的の確認、実習フィールドの選定、実習班の編成等の実習実施内容を決定している。</p>
自己評価	演習、実習に関して、少人数編成であること、看護・診療放射線学部の学生を組み合わせていること、教員の多様性を確保していること、などの工夫を通して、それぞれの専門性が身に付いた最終学年の段階において医療職間の相互理解を進め、チーム連携に対する基盤を形成することができている。
関連資料	・本学 Web ページ： Web シラバス （保健医療チーム連携論Ⅰ、保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）、保健医療情報組織学、保健医療システム開発論、保健医療国際連携論）、 看護学部の教育の特色 、 診療放射線学部の教育の特色 ・ 令和元年度～令和5年度授業評価結果報告書 ・保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）授業概要・令和6年度本学の教育に関する調査（看護学部）、令和6年度本学の教育に関する調査（診療放射線学部）（卒業予定者・卒業生等）・令和5年度診療放射線学部卒業生・就職先上司アンケート

タイトル (No. 3)	多様な地域連携・キャリア開発への取り組み
取組の概要	<p>地域連携・キャリア開発センターは、本学の重要な使命である「地域貢献」を目的に、大学の知的財産・研究成果等を活用し、県民の健康維持・増進や医療・福祉環境の向上を目指し、2012年に設置された。2024年度からは、保健医療専門職のキャリア・アップ支援の強化を目的に、センター事業の再編、専門職者向けリスキリング・リカレント教育及び研究支援の充実を図った。併せて、県民向けの公開講座、県内行政・福祉・教育機関との連携による研修会等、地域密着型の事業も継続している。</p>
取組の成果	<p>「看護学教員養成課程」は、2012年に設置された。看護基礎教育・看護継続教育に必要な能力の修得を目的に、大学の教育理念に基づく統合カリキュラムによる教育を展開し、修了生180名を輩出した。2024年度は第13期生15名が厚生労働省認可の専任教員養成講習会修了の資格を得て修了した。また、本課程の修得単位は、看護学研究科博士前期課程キャリア開発コースの既修得単位として認定される。</p> <p>「看護学実習指導者養成講習会」は、2023年度に県からの委託契約により県内の看護学実習指導者の養成を目的に開講した。看護基礎教育の実習の意義や実習指導への知識・技術の修得に向けた教育を提供し、計92名を輩出している。さらに、本講習会の修得単位は、看護学教員養成課程の既修得単位として認定できる仕組みとし、実習指導者養成講習会から大学院までの継続教育を実現している。</p> <p>「看護師特定行為研修課程」は、2020年度に指定研修機関の認可を受け、県内の慢性期・在宅医療等のニーズに応じ、高度な臨床実践能力を有する人材養成を目的として開設された。特定行為区分は、「呼吸器関連」、「栄養・水分管理に係る薬剤投与関連」「血糖コントロールに係る薬剤投与関連」の3区分4行為である。受講生の自施設や協力施設での臨地実習やシミュレーション教育等を提供し、計26名を輩出した。修了生より、臨床推論の理解や臨床現場での安全意識の向上につながっていると好評を得た。</p> <p>「県立病院・県内病院連携事業」は、県立・県内病院が抱える課題解決に向けて、病院と連携・協働し事業を展開した。看護部門では副看護師長の人材育成・教育支援に取組み、診療放射線部門では備品貸出の環境整備を実施し、保健医療の質向上に貢献した。「看護職研究支援事業」は、県内の看護職を対象に研究能力向上と成果活用等を目的に看護研究支援を実施した。2024年度は新規6グループ、継続3グループの計9グループに対して個別支援を行い、2グループが学会発表を行った。文献検索の演習では、研究の基礎知識の理解促進につながり高い満足度を得た。</p> <p>診療放射線リカレント教育部門では、①放射線治療講習会、②診療放射線技師CT・MRI研究会、③診療放射線技師継続教育等、④群馬県診療放射線技師会講習支援、⑤国際化研究支援、⑥診療放射線技師核医学研究会の6事業を実施した。県内の診療放射線技師等を対象に、多様な研修会やセミナー等によるリスキリング・リカレント教育を展開し好評を得た。県内の診療放射線技師の実務に有益な知識の再構築、高度な撮像技術・治療技術の向上、臨床研究の推進・発展に寄与している。</p> <p>地元創成・連携推進部門は、「公開講座・出前講座」として、県民向けの公開講座を2回、公開授業3科目、多様な出前講座（のべ61回）を実施した。「情報発信」では、年間3回のNews Letterや地域貢献活動報告書の発行等、センター事業のPR活動を実施した。「健康福祉政策・地域連携」では、県の健康福祉部との連携による認知症サポーター養成、前橋市内5大学とのWeb共同公開講座の配信等を実施した。「放射線測定協力」では、2011年の福島第一原子力発電所の事故を契機に、自治体からの依頼に基づき放射線測定・助言・指導を継続し、県民の不安解消の一助を担っている。「健康寿命延伸プロジェクト」の榛東村の支援事業では、認知症カフェの運営をプロジェクト修了者が担う等、自立した活動につながる成果を得た。</p>
自己評価	<p>2024年度は、県内保健医療専門職、県民や行政との協働事業を含め計15事業を展開した。委員会活動の事業計画・執行・評価シートを活用しPDCAを機能させ、センター会議や運営委員会で共有した。全学的な取組みにより、看護継続教育やリスキリング・リカレント教育では、変革する医療現場に対応した人材養成とともに、県民の健康維持・増進に貢献することができたと評価する。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・本学 Web ページ：地域連携・キャリア開発センター、看護学教員養成課程、看護学実習指導者養成講習会、看護師特定行為研修課程、令和5年度地域連携活動報告書 ・令和6年度地域連携計画実施評価シート ・看護学教員養成課程アンケート ・看護学実習指導者講習会報告書 ・特定行為研修課程アンケート

タイトル (No. 4)	学生の国際学会発表に対する支援
取組の概要	<p>「学術交流協定に基づいた短期海外研修制度等を活用し、グローバルな視野で判断できる能力を育成する」という中期目標に基づき、海外短期研修や学生の国際学会発表への支援を積極的に行い、国際交流の機会を学生に提供している。</p>
取組の成果	<p>本学では、国際交流の機会を学生に提供するため、学術国際委員会国際部会が中心となり、学術交流協定提携の拡大を推進するとともに、学生の短期海外研修を正課外活動と位置付け企画・支援している。また、国際的に質の高い研究成果を産出し、医療分野における技術革新に貢献できる人材を育成するため、学生の国際学会発表への支援を2017年から継続している。運営費交付金に加え、寄附金を活用することで、本人の希望に応じて国際学会に参加・発表できる機会を提供するとともに、旅費等についての一定額を補助している。また、国際・国内学術誌に論文を投稿する学生に対しても経済的・技術的支援を行っている。例えば、学会参加・発表に係る交通費、参加登録料、宿泊費、論文投稿料等の補助を行っており、学会参加については年3回まで、学会発表については回数制限なく申請を可能としている。</p> <p>海外発表を通して、学会への申込みや発表準備、英語での発表・質疑応答等を経験することができ、学部生の段階から国際感覚を醸成し、研究成果を海外に発信する能力を育成している。教員が自ら発表を行う一部の著名な国際学会を研修学会と位置づけ、発表の有無、学部生・大学院生の別を問わず希望学生が参加できる機会を設けている。学部レベルでの国際学会発表を支援している大学はきわめて少なく、本学の大きな特長となっている。さらに、学内において、国際学会で発表を行った学生による講演会を定期的に開催し、海外での学会経験を他の学生にフィードバックすることで、モチベーションの向上を図っている。また、仮想現実を用いたバーチャル海外体験会も開催し、国際学会での発表に対する興味・関心を喚起している。</p> <p>2018年度から2023年度までの第1期中期目標期間において、途中コロナ禍による中止期間などがあったものの、北米放射線学会やヨーロッパ放射線学会などの著名な国際学会に、多くの学生が学会発表者及び学会参加者（共同研究者）として参加した。2024年度の国際学会参加者は延べ26名で、うち16名が発表を行った。海外の学会に参加した学生は、帰国後の報告会で研究成果や体験を他の学生と共有し、その魅力を広く伝えている。また、参加学生により報告書が作成されており、国際学会の素晴らしさや英語学習の重要性、学会中の積極的な学び、将来の目標に向けての意欲の高まり等が報告されている。また、新たなキャリアパスに興味を持ち、今後の就職活動に役立ったとの報告もあった。</p> <p>大学間の学術交流協定提携に関して、開学時からシアトルパシフィック大学（アメリカ合衆国）と学術交流協定を締結しており、その後順次、高麗大学校保健科学大学（韓国）、香港理工大学（中華人民共和国香港特别行政区）、シカゴ大学（アメリカ合衆国）、セントルイス・カレッジ（タイ国）、東西大学校（韓国）等と学術交流協定の提携先を拡大している。これらの大学を本学学生が訪問し、医療技術の学修や医療施設の見学、相手校学生との交流、語学研修、異文化体験などを行う短期海外研修を、コロナ禍による中断期間を除き、定期的の実施している。</p>
自己評価	<p>「学術交流協定に基づいた短期海外研修制度等を活用し、グローバルな視野で判断できる能力を育成する」という目標に向けて、学生の国際学会発表のための財政的・技術的支援、興味・モチベーション喚起のための研修等を行っている。多数の国際学会発表を支援できたと同時に、8件の学会表彰を受けるなど大きな成果も得られた。また、海外大学との学術交流協定提携を着実に増やすとともに、短期海外研修や共同研究などを通じて学生を交えた大学間交流につなげている。今後もこのような学生支援を継続して行うことが本学の特徴を伸ばすことにつながるものと評価している。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県公立大学法人 Web ページ：目標・計画・業務実績 ・短期海外研修報告書 ・学生研究に係る支援奨励金交付要綱 ・学生研究に係る特別支援奨励金交付要綱

タイトル (No. 5)	休学・退学を未然に防止する手厚い学生支援活動
取組の概要	<p>本学では、大学の基本方針に定める「学生支援に関する基本方針」に則り、建学の基本理念及び設置の目的の実現に向けて、学生が学修に専念し、充実した学生生活を送れるよう取り組んでいる。2005年の開学当初から、7～11名の学生に対して、各1～2名の専任教員をグループカリキュラム・アドバイザー（以下、グループCA）及びグループ担任として配置している。グループCAは、効果的で無理のない履修計画など学修上の助言・指導を行い、グループ担任は、学生生活及び進路に関する助言、健康・経済問題等の早期把握と支援を行っている。欠席が目立つ学生については、科目担当教員がグループ担任に連絡し、関係教職員が連携して早期対処や助言・指導を行い、休学や退学の防止を図っている。</p>
取組の成果	<p>グループCAは学部教務部会に所属し、グループ担任は学部学生会に所属する。各年度開始前、教務部会長と学生会会長が相談し、各学生の個別状況を考慮して、適任の専任教員を配置している。</p> <p>各 Semester 開始時、グループCAは、担当学生と個別面談を行い、単位履修状況の確認や履修希望科目に関する説明と助言を行う。グループ担任は、学生生活及び進路に関する助言を行っている。この個別面談に先立ち、全グループCAとグループ担任による会議を行い、指導上の留意点や生活上の問題を抱える学生に関する情報を交換し、学生の個性を踏まえた支援に役立てている。</p> <p>欠席が目立つ学生については、科目担当教員が気づいた時点でグループ担任に連絡し、情報共有を行っている。また、成績不振が見られる学生については、必要に応じて科目担当教員が補習等の学修支援を行う、あるいはグループ担任が生活の様子について話を聴く等、必要な助言や指導を行っている。</p> <p>長期欠席や成績の不振、進路の迷い等により、休学や退学の兆候が見られる、または休学や退学の申し出があった学生については、学生と保証人、学生会会長や学年担任あるいはグループ担任等2名以上の教員で面談を行っている。このうち、必修科目の未修得等により4年間で卒業が不可能となった学生については、授業料負担の軽減を目的に休学の選択肢を提示する一方、休学なく週2～3回程度通学する選択肢も提示するなど、学生の状況に合わせた学修計画を助言している。</p> <p>経済的に困窮している学生に対しては、各種奨学金制度について学生便覧や学内情報システム等により周知し申請の支援を行うとともに、特に困窮している学生に対しては、大学独自の授業料減免の支援を行っている。大学院生に関しても、奨学金制度利用を支援するとともに、学業・研究との両立に支障を来さないよう配慮しつつ、必要に応じて医療機関などの非常勤業務の紹介や情報提供を行っている。</p> <p>身体的な障害や発達上の特性などハンディキャップを持ちながら学ぶ学生や、メンタル不調などの問題を抱える学生についても随時必要に応じた支援を行っている。身体的な疾患や障害については、入学試験の出願手続き時より個別的配慮の申し出を呼びかけ、入学後は、本人の要望に基づき、座席の配置や実習用具の検討などの個別的配慮を行っている。</p> <p>メンタル不調等により学修の継続が困難となるなど、受診や安全上の配慮が必要な学生に対しては、嘱託保健師やスクールカウンセラーをはじめとする関係教職員が当該学生及び保証人と面談を行い、情報提供や受診の支援を行っている。休学者については、入学後1～2年程度で退学して進路変更を目指す事例もあるが、医療機関での治療等を経て復学した後、卒業・就職できる事例が多い。</p> <p><2020-2024年の休学・退学状況（5年間の累計値及び平均値）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護学部：休学者14名（休学率0.85%）、退学者5名（退学率0.30%） ・診療放射線学部：休学者13名（休学率1.79%）、退学者3名（退学率0.41%）
自己評価	<p>本学では、学業不振や進路の迷いを抱える学生、欠席が目立つ学生に対して、関係教職員が連携し、早期の個別支援を提供してきた。休学を選択する学生が一定数いるものの、大学全体で1.14%（5年平均）であり、全国の大学を対象とした文部科学省調査「学生の修学状況」（休学者：R3：1.88%、R4：2.03%、R5：2.69%）と比べ、非常に少ない。また、退学率は大学全体で0.34%（5年平均）であり、同調査（中退者：R3：1.79%、R4：1.94%、R5：2.04%）と比較し、きわめて少ない。本学の休・退学者はコロナ禍時の2020年度に目立ったものの、その後は不本意入学や進路の迷いが主な原因であることから、休学・退学を未然に防止する本学の取り組みは高いレベルで機能しているものと評価できる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・本学 Web ページ：学生便覧(大学)、奨学金について ・キャリア形成ガイド

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

事項		記 入		備 考																
大学の名称		群馬県立県民健康科学大学																		
学校本部の所在地		群馬県前橋市上沖町323-1																		
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地		備 考															
	看護学部看護学科 診療放射線学部診療放射線学科	2005年4月1日 2005年4月1日	群馬県前橋市上沖町323-1																	
	大学院課程	開設年月日	所在地		備 考															
	看護学研究科看護学専攻博士前期課程 診療放射線学研究科診療放射線学専攻博士前期課程 看護学研究科看護学専攻博士後期課程 診療放射線学研究科診療放射線学専攻博士後期課程	2009年4月1日 c 2016年4月1日 2016年4月1日	群馬県前橋市上沖町323-1																	
	専門職学位課程	開設年月日	所在地		備 考															
別科等	開設年月日	所在地		備 考																
別科等	附属図書館 地域連携・キャリア開発センター	1993年4月1日 2012年4月1日	群馬県前橋市上沖町323-1																	
学生募集停止中の学部・研究科等 <input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 学科 (年度学生募集停止、在学生数 人)																				
学 士 課 程	学部・学科等の名称	専 任 教 員 等						備 考												
	看護学部看護学科 診療放射線学部診療放射線学科 (大学全体の収容定員に応じた教員数)	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数									
計	21人	15人	22人	8人	66人	36人	18人	1人	33人	—										
学 士 課 程 (専 門 職 学 科 等 含 む)	学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考
		人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
		人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
		人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
大 学 院 課 程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員														備 考				
	看護学研究科看護学専攻博士前期課程	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員									
	診療放射線学研究科診療放射線学専攻博士前期課程	14人	12人	4人	18人	6人	4人	6人	12人	0人	2人									
	看護学研究科看護学専攻博士後期課程	16人	9人	2人	18人	6人	4人	6人	12人	0人	3人									
	診療放射線学研究科診療放射線学専攻博士後期課程	10人	10人	4人	14人	6人	4人	6人	12人	0人	1人									
計	56人	40人	12人	68人	24人	16人	24人	48人	0人	9人										
専 門 職 学 位 課 程	研究科・専攻等の名称	専 任 教 員														備 考				
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員									
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人									
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人										
校 地 等	区 分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備 考													
	校舎敷地面積	—	25658 m ²	0 m ²	0 m ²	25658 m ²	・校舎敷地面積：敷地面積から運動場用地・運動場用地・公立大学実態調査回答票に記載のグラウンド及びテニスコートの面積。 ・その他：駐車場面積8069m ²													
	運動場用地	—	7003 m ²	0 m ²	0 m ²	7003 m ²														
	校地面積計	m ²	32661 m ²	0 m ²	0 m ²	32661 m ²														
	その他	—	8069 m ²	0 m ²	0 m ²	8069 m ²														

校舎	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
		校舎面積計		7734 m ²	12314 m ²	0 m ²	0 m ²
教員研究室	学部・研究科等の名称		室数				
	看護学部・看護学研究科		50 室				
	診療放射線学部・診療放射線学研究科		24 室				
教室等施設	区分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	教室等施設		9 室	20 室	28 室	1 室	1 室
図書館等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数			
	附属図書館		787 m ²	74 席			
			m ²	席			
			m ²	席			
図書資料等	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕	
	附属図書館		73145〔4829〕冊	379〔123〕種		63〔63〕種	
			〔 〕冊	〔 〕種		〔 〕種	
	計		73145〔4829〕冊	379〔123〕種		63〔63〕種	
体育館	面積						
	体育館		803 m ²				

・校舎面積：学校基本調査の様式第20号に記載した用途別面積の「校舎」の合計。
・教員研究室数：各学部の先生が使用している研究室数を記載。（第4共同研究室、大学院生研究室は除く。）
・講義室：各講義室、大講義室、多目的ホール。
・演習室：各演習室（大学院演習室含む）。
・実験演習室：実験演習室、実習室等。
・情報処理学習室：情報の授業を行っているマルチメディア教室2を情報処理学習施設としてカウント。
・語学学習室：マルチメディア教室1は語学の授業で使用しているため、語学学習室としてカウント。

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含まれません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここには「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員数を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄居舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用している面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用している敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄居舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和7年5月1日現在)

<学部>

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学部	看護学科	志願者数	201	155	192	200	193	103%	
		合格者数	88	85	84	84	84		
		入学者数(A)	82	82	82	82	82		
		入学定員(B)	80	80	80	80	80		
		入学定員充足率(A/B)	103%	103%	103%	103%	103%		
		在籍学生数(C)	329	330	328	329	332		
		収容定員(D)	320	320	320	320	320		
		収容定員充足率(C/D)	103%	103%	103%	103%	104%		
診療放射線学部	診療放射線学科	志願者数	149	115	123	114	96	103%	
		合格者数	37	36	37	36	38		
		入学者数(E)	36	36	36	36	36		
		入学定員(F)	35	35	35	35	35		
		入学定員充足率(E/F)	103%	103%	103%	103%	103%		
		在籍学生数(G)	146	147	146	145	145		
		収容定員(H)	140	140	140	140	140		
		収容定員充足率(G/H)	104%	105%	104%	104%	104%		
学部合計		志願者数	350	270	315	314	289	103%	
		合格者数	125	121	121	120	122		
		入学者数(I)	118	118	118	118	118		
		入学定員(J)	115	115	115	115	115		
		入学定員充足率(I/J)	103%	103%	103%	103%	103%		
		在籍学生数(K)	475	477	474	474	477		
		収容定員(L)	460	460	460	460	460		
		収容定員充足率(K/L)	103%	104%	103%	103%	104%		

<大学院>

研究科名	専攻名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学研究科	(博士前期課程)	志願者数	4	3	3	4	3	60%	
		合格者数	4	2	2	4	3		
		入学者数(A)	4	2	2	4	3		
		入学定員(B)	8	8	4	4	4		
		入学定員充足率(A/B)	50%	25%	50%	100%	75%		
		在籍学生数(C)	14	12	10	10	11		
		収容定員(D)	16	8	8	8	8		
	収容定員充足率(C/D)	88%	150%	125%	125%	138%			
	(博士後期課程)	志願者数	3	2	4	5	2	120%	
		合格者数	2	1	4	3	2		
		入学者数(E)	2	1	4	3	2		
		入学定員(F)	2	2	2	2	2		
		入学定員充足率(E/F)	100%	50%	200%	150%	100%		
		在籍学生数(G)	12	12	14	15	15		
収容定員(H)		6	6	6	6	6			
収容定員充足率(G/H)	200%	200%	233%	250%	250%				
診療放射線学研究科	(博士前期課程)	志願者数	5	8	6	8	6	116%	
		合格者数	5	5	6	8	5		
		入学者数(A)	5	5	6	8	5		
		入学定員(B)	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率(A/B)	100%	100%	120%	160%	100%		
		在籍学生数(C)	14	12	12	15	15		
		収容定員(D)	10	10	10	10	10		
	収容定員充足率(C/D)	140%	120%	120%	150%	150%			
	(博士後期課程)	志願者数	4	2	2	2	2	120%	
		合格者数	4	2	2	2	2		
		入学者数(E)	4	2	2	2	2		
		入学定員(F)	2	2	2	2	2		
		入学定員充足率(E/F)	200%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(G)	11	11	13	13	13		
収容定員(H)		6	6	6	6	6			
収容定員充足率(G/H)	183%	183%	217%	217%	217%				
研究科合計		志願者数	16	15	15	19	13	96%	
		合格者数	15	10	14	17	12		
		入学者数(I)	15	10	14	17	12		
		入学定員(J)	17	17	13	13	13		
		入学定員充足率(I/J)	88%	59%	108%	131%	92%		
		在籍学生数(K)	51	47	49	53	54		
		収容定員(L)	38	30	30	30	30		
		収容定員充足率(K/L)	134%	157%	163%	177%	180%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
○○学部	○○学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
	××学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
○○学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	

【注】

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部・学科の改組等により、新旧の学部・学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(「編入学」の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。